

平成30年第三回定例会

八丈町議会議録

平成30年 9月4日 開会

平成30年 9月5日 閉会

八丈町議会

平成30年第三回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月4日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
散会時刻の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	8
山本忠志君	8
水野佳子君	16
沖山恵子君	18
奥山幸子君	22
岩崎由美君	31
浅沼憲春君	38
山下巧君	41
菊池睦男君	43
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	53

議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
散会の宣告	8 7
署名議員	8 9

第 2 号 (9月5日)

議事日程	9 1
出席議員	9 1
欠席議員	9 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 2
事務局職員出席者	9 2
開議の宣告	9 3
会議録署名議員の指名	9 3
散会時刻の決定	9 3
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3

認定第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
認定第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
認定第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
報告第 2号の上程、説明、質疑	1 3 8
議案第 67号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 3 9
閉議及び閉会の宣告	1 4 0
署名議員	1 4 1

八丈町告示第30号

平成30年第三回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年8月28日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 平成30年9月4日(火) 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	7番	菊池睦男君
8番	岩崎由美君	9番	奥山幸子君
10番	奥山博文君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

不応招議員（なし）

平成30年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 散会時刻の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 承認第13号 専決処分事項の報告及び承認について（平成30年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 8 承認第14号 専決処分事項の報告及び承認について（平成30年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 9 同意第 3号 八丈町教育委員会教育長の任命の同意について
- 第10 同意第 4号 八丈町教育委員会委員の任命の同意について
- 第11 議案第49号 平成30年度八丈町一般会計補正予算
- 第12 議案第50号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第51号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第52号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第53号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
- 第16 議案第54号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第17 議案第55号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第18 議案第56号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算

出席議員（12名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君

5番	山本忠志君	7番	菊池睦男君
8番	岩崎由美君	9番	奥山幸子君
10番	奥山博文君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	公営企業 管理者	關村三男君
教育長	佐藤誠君	消防長	瀬筒穰君
総務課長	山越整君	企画財政 課長	佐々木眞理君
主幹 (企画 財政課)	佐藤真一君	税務課長	福田高峰君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	奥山勉君
主幹 (福祉 健康課)	田村久美君	建設課長	和田一宏君
主幹 (建設課)	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光 課長	沖山昇君	主幹 (産業 観光 教育課)	笹本博仁君
企業課長	菊池正勝君	病務院 事務長	菊池良君
教育課長	高橋太志君	会計課長	高野秀男君
代表 監査委員	浅沼拓仁君	企 政 財 主 任	沖山晃君
住民課 環境係長	小野高志君	福 健 高 係	柳田拓也君
企業課 經理係長	岡野豊広君	社 康 福 社 長	

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	書記	菊池拓君
書記	大澤美穂君	書記 (録音)	山田賢一君

書 記
(録音) 吉 川 元 人 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第三回八丈町議会定例会 1 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に9番、10番を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、会期の決定でございますが、本日より9月6日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、議長報告及び議員派遣結果報告についてでございますが、お手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

陳情書につきましては、8月28日開催の議会運営委員会において審議の結果、議員配付と決定いたしましたので、お手元に配付いたしております。

以上、諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、行政報告を行います。

八丈町長。

○町長（山下奉也君） それでは、6月議会以降の私の報告を行います。

6月16日ですが、JRAの八丈島特別レース関係の表彰式に出席してございます。

6月18日には、HATの定時株主総会に出席いたしました。

6月21日、伊豆諸島開発の第47回定時株主総会に出席しております。

6月22日ですが、第1回の伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会に出席しました。

また、6月30日からは小笠原を訪問しまして、小笠原諸島返還50周年記念式典、また母島の記念行事等に出席してございます。

7月2日ですが、小笠原において東京都町村長会、また議長会の合同会議に出席してございます。

7月4日ですが、全国防災・危機管理トップセミナーということで、総務大臣政務官のセミナーに出席してございます。

7月5日、全国離島振興協議会の交通部会に出席しまして、その後正副会長会議、また国関係の離島振興予算に対する要望活動に出席しております。

7月10日、東京都介護保険審査会に出席しました。

また、7月11日には、東京海区漁業調整委員会に出席してございます。

7月13日には、東京都の砂防協会の通常総会に出席しました。

7月16日ですが、これは八丈島でも「筑後川」につきましてはおじゃれで開催した経過がございますけれども、團伊玖磨の記念合唱ということで、横浜のほうでありましたけれども、そのコンサートに出席してございます。

7月24日ですが、これ全日空との打ち合わせということですが、先日全協の中でもありました臨時便の関係につきまして全日空から説明等を受けました。その結果ですけれども、や

はり全日空の都合もありますけれども、今回につきましてはやむを得ない事情ということで、今後もこれにつきましては、臨時便につきましては以前からの約束事もありますので、ぜひ継続してほしいということで要望してございます。

裏面になりますが、7月25日には、自治体病院開設者協議会に出席してございます。

続きまして、道路整備促進期成同盟会の東京都の協議会総会に出席してございます。

また、関東地区の港湾所在地市区町村意見交換会、また協議会理事会等に出席してございます。

7月26日には、東京都の土地改良事業団体連合会の理事会に出席しました。

また、8月1日、東京都簡易水道協議会通常総会、また第4回の東京都町村長会議、8月2日には町村会、また町村議会議長会合同会議に出席してございます。

8月3日、東京都港湾整備振興大会に出席しました。

8月4日ですが、せたがやふるさと区民まつり首長懇談会ということで、世田谷との交流自治体関係者の懇談会に出席してございます。

8月7日、8日は、全国離島交流中学生野球大会セレモニー等に出席しまして、8月8日は試合の観戦をして帰ってまいりました。

以上、報告とさせていただきます。

◎一般質問

○議長（土屋 博君） これより日程第6、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により、質問は3回までとし、質問時間は答弁を含め1時間以内で行うことといたします。

◇ 山 本 忠 志 君

○議長（土屋 博君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

5番、山本忠志君。

（5番 山本忠志君 登壇）

○5番（山本忠志君） おはようございます。

けさのニュースを見ておりましたら、台風21号が太平洋上を北上中ということで、きょうのお昼ごろには四国か紀伊半島あたりに上陸するんじゃないかと、このように報道されておりました。今回、八丈島、幸い直撃は免れたわけですが、西日本の方々に被害が最

小限でとどまるようにと祈るばかりでございます。

それでは、大きく3点ほど質問させていただきます。

まず1点目でございますが、これは教育環境の整備ということで3点ほど挙げさせていただきました。

まず1点目は、エアコンのことでございます。小・中学校のですね。

ことしの夏は異常なまでに梅雨明けの時期が早くて、知らない間に梅雨が明けていたということで大変暑い夏でございました。気象庁のほうでも生命にかかわる危険な暑さという、今まで聞いたこともないような言葉で表現しておりまして、大変全国的に酷暑の夏であったというふうに思います。

八丈島においてもその例外ではございませんで、特に小・中学校の特別教室、エアコンがなくて苦労したんじゃないかなというふうに想像しております。普通教室には町の力添えをいただきまして、全て入っているやに聞いておりますけれども、一部特別教室はまだ入っていないと。例えば理科室ですとか図工室、家庭科室等が入っていないところが多いように聞いております。

そういうわけで、その危険な環境の中で授業をやっていいのかなというのがまず一つと、あるいはそういう暑い中での授業ということで、教育効果はどうなんだろうということで、これはやはり町の財政事情もいろいろあろうかとは思いますが、町立学校への特別教室へのエアコン設置というのは、喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思うんですが、町のお考えをお伺いしたいと思います。

2点目でございますが、これはもう既に発表されていることで、7月末の時点でNTT東日本のほうから町内3校に貸与されていたタブレットが本年7月末で終了ということで、その後どうなるのかなということで、ちょっと心配をしております。

以前も申し上げましたが、学習指導要領の中で、小学校プログラミング教育ということが必修になっているわけございまして、タブレットはどうしても必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、この辺もどのように考えておるのか、町のお考えを伺います。

3点目、これはことしの6月18日のことですが、大阪北部の地震の際に、学校のプールの目隠しのためにつくられていたブロック塀が倒壊して、小学生児童が亡くなるという痛ましい悲しい事件が起きました。これは通学路上のことでもありますし、学校施設が壊れて子供を死に至らしめたという、もうとんでもない、到底容認できることではない事件があったわけでございます。

これは、我が町はどうなんだろうかなということで、これもちょっと調べてみたんですけども、学校における、あるいは公共施設におけるブロック塀という、散見されていたわけですが、既に配付された一般会計補正予算の中で、何点か既にそのブロック塀撤去の措置がなされておりましたので、素早い対応だなと思って、さすがに町のやることだなというふうに思っておるところではあるんですが、実はこの通学路上には、学校施設、公共施設だけではなくて、一般民家のブロック塀もあるんですね。ブロック塀ばかりでなくて、そういう危険な状況ということで見ると、結構通学路上、危ないところもあるように散見されますので、その通学路の安全確認について、町のほうはどのように考えているか、所見をお伺いいたします。

それから、大きな2点目ですけれども、これは地域包括支援センターに関することでございます。

本年3月、町のほうから八丈町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の説明がございました。その際、地域包括支援センターを庁舎内に移動すると。事務移動するというふうな説明がございました。今年度、平成30年度はその準備に当たりまして、平成31年度からスタートするという説明がございましたが、その設置場所はどのようにするのか、あるいは職員の配置計画、人事計画等についてはどのように進めていかれるのか、あるいはその進捗状況について1点お伺いします。

もう一点は、その名称のことなんですけれども、これは地域包括支援センターという言葉なんですけれども、僕はちょっとかた苦しい感じがするんですね。やっぱり高齢になってきて、お困り事、何とか助けが欲しいというふうなときに、やっぱりいざというときに頼りになるような、身近に頼れるような、そういう機関であってほしいと思うんですけれども、親しみやすい名称に変えてはどうかなというふうに思います。

例えば、高齢者安心相談所ですとか、おじゃれ相談所というふうな、何でもちょっと困ったことがあったら、すぐそこへ連絡してみようと思えるような場所になっていただければなというふうにお願いしたいんですけれども、見解をお伺いいたします。

最後、3点目でございますが、これは乳幼児の読書環境の充実ということでございます。

平成30年3月に発表されました第2次八丈町子ども読書活動推進計画の中で、このブックスタートのことが触れられてございます。このブックスタート事業につきましては、我が党の水野佳子議員のほうからそういう提案があって、既に導入されているところで、3～4か月乳児健診時にボランティアが赤ちゃんと保護者に読み聞かせを行って、絵本を手渡して、

プレゼントすると、こういう読み聞かせのよさを伝えるという大変すばらしい活動というふうに私は認識をしております。平成26年、27年度には105人に実施したということが計画の中で触れられておりましたが、それ以降、28年度、29年度については実施状況はどうであったのか、お伺いをいたします。

2点目は、このブックスタートの事業について、町はどのように評価をしているのかということ、見解をお伺いしたいと思います。

最後ですけれども、これはブックスタートに続く第2弾といたしまして、仮称ブックセカンドというふうなことで、3歳児健診のときにもう一度、絵本なり何なりをプレゼントするような計画を立てていただけないかという、こういう提案でございます。この3歳児というのは社会性が育つ時期とか、あるいは聞く力が高まる時期というふうにも言われておりますし、これはやっぱりブックスタートとあわせてブックセカンドということで、さらにその効果を高めるという事業にしていきたいと思うんですけれども、見解をお伺いいたします。

以上、大きく3点、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

教育課長に申し上げます。1番と3番をご答弁願います。

（教育課長 高橋太志君 登壇）

○教育課長（高橋太志君） おはようございます。

5番、山本忠志議員の1つ目の質問、教育環境の整備をと3つ目の質問、乳幼児の読書環境の充実をについて回答いたします。

1つ目の質問、教育環境の整備をの（1）エアコンの設置につきましては、昨今の異常気象に対しては私どもも非常に頭が痛いところでございます。小学校・中学校ともに全ての普通教室、特別教室では音楽室、コンピューター室、また保健室にエアコンを設置しております。その他、エアコンを設置している部屋もありますが、小学校では図工室、家庭科室、理科室、中学校では技術室、理科室、美術室、家庭科室が共通して未設置となっております。

学校によっては、電気室の電気容量が既に使用可能最大値に達しており、電気容量を増やすためには電気室の機械を入れかえるだけではなく、機械が大型になることから、格納施設そのものをつくりかえなければ対応できないことが見込まれます。

まずは特別教室にエアコンを設置した場合に想定される各学校の電気容量と機械設備、施設改修の範囲を調査し、把握しておく必要がありますので、調査設計を実施して現状を把握した後、検討したいと考えております。また、普通教室のエアコンは完備されておりますの

で、普通教室を工夫して利用しながら活用していきたいと考えております。

(2) 東京都公立小中学校 I C T 教育環境整備支援事業におけるタブレットの使用につきましては、八丈町では三根小学校、大賀郷小学校、三原中学校の3校がモデル校として採択され、事業を実施してまいりました。

興味や関心を持って取り組みやすいことや、学習意欲の高まりが感じられる一つのツールとしては有効であるなどの成果が見られる一方、授業に臨む事前準備に時間がかかることや、機械の不具合により授業が止まってしまう、また、教員個々のスキルにより格差が生じるなどの課題もあります。また、導入に向けては充実したサポート体制の確立が最も重要であると認識しております。

2年後の8月に各学校のコンピューター室に設置しているパソコンを含めた情報機器がリース満了を迎えますので、これまでの結果を再度検証し、導入の検討を実施してまいります。

(3) 通学路の安全確認につきましては、小学校は保護者と一緒に通学路を回り、安全確認を行うとともに、3、4年生においては別途安全マップを作成しております。中学校は、通学路における危険箇所を保護者と生徒でともに洗い出すことを目的としたアンケートを夏休み前に配布し、現在回収事務に当たっております。

日ごろから危険箇所が確認された場合、通学路から外す、または幅の広い道路であれば反対側の歩道を通行するなどの対応をとり、安全確保に努めております。

続きまして、3つ目の質問、乳幼児の読書環境の充実の(1)ブックスタート活動につきましては、2カ月おきに実施しており、平成28年度が62人、平成29年度が41人、平成30年度、今年度ですけれども、現在3回実施しており、30人の実績になっております。

(2) 事業に対しての評価につきましては、読み聞かせの重要性を直接保護者に伝えることができ、対象者の満足度が高いものとなっている。また、健診を実施している関連部署やボランティアとの連携が評価されていると考えております。

(3) ブックセカンドの実施につきましては、公募委員3名と学識経験者4名、計7名からなる八丈町立図書館推進委員会の委員が、第1次計画の事業効果を検証した上で、平成30年から5年間における図書推進計画として、この3月に第2次八丈町子ども読書活動推進計画を作成、教育委員会の承認を受け策定となりました。

本計画はダイジェスト版、こちらになりますけれども、こちらを町広報の折り込みで全戸配布いたしました。また、町ホームページにも掲載しております。さらには、6月に実施した文庫まつり開催に合わせて、町庁舎1階ギャラリーにおいて周知を行いました。残念ながら

ら、本計画にブックセカンドの実施は盛り込まれておりませんが、本計画をより多くの方に浸透させながら、計画に沿った図書館事業を推進していきたいと考えております。

以上で回答といたします。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） 皆さん、おはようございます。

5番、山本議員の2つ目、親しみやすい地域包括支援センターにということに回答いたします。

まず1つ目の設置場所、あと職員の配置等の計画についての進捗についてでございます。

私のほうでは、6月の定例会におきましてお話ししましたように、現在、町では地域包括支援センターの開設を目指し準備を進めております。場所につきましては、正面玄関入ってすぐ左側の部屋を利用するというので準備をしております。

また、職員の配置につきましては、高齢福祉係にこの4月から新たに保健師1名を採用、社会福祉士1名を配属しまして、現在は社会福祉士1名と介護支援専門員、ケアマネジャーさんの若干名の募集をしているところでございます。開設の際にはまず3名から5名の職員で実施をしたいと考えており、将来的にはそのときの需要によりまして、職員の配置数や場所等を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

2つ目のおじゃれ相談所というふうな親しみやすいサブ看板を掲げてはということですが、一応名称につきましては、八丈町の地域包括支援センターは平成18年から開設されました。既に12年たっておりますので、八丈町の住民に広く浸透した名称であると考えています。

また、民間の事業所さんもいろいろ親しみやすい名称をつけているところがございますが、先ほどおっしゃられたようなおじゃれ、おじゃりやれなんです、そういったお言葉、親しみやすい言葉は各事業所さんでつけているところがあるので、そうしたこともうちがサブ看板を掲げたことで住民に混乱が起きないように、留意をしながら検討してまいります。

なお、国のほうからも、介護保険法の改正の柱の一つであり、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として全国展開していこうとするものでありますので、地域包括支援センターの名称はできる限り使用していただきたいとのことでございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 5番。

（5番 山本忠志君 登壇）

○5番（山本忠志君） 再質問させていただきます。

まず、教育環境の整備ということで、課長の説明でなかなか大変な事情というのはわかったんですけども、一番看過できないなと思うのが、やっぱり危険箇所排除ということなんです。これをまず第一優先にして取り組んでいただけないかなということなんです。

親は子供を学校に送るときに、もう学校は安全な場所、通学は安全な道と思って家から送り出すわけですよね。その場で、その最中に事故があれば、やはりこれは公的機関のなすべき義務を果たしていないということで、非常にやっぱり失望もするでしょうし、これはやっぱり万全を配して取り組むべきじゃないかなというふうに思うんです。

ですので、大きな1番の3番目のブロック塀の撤去に関する事なんですけど、私、車で通りながら、なるべくゆっくり走りながら、ここは子供の通学路だと思いながら、どこにどういうブロック塀があるかなと観察しながら走りました。島じゅうぐるぐる用もなく。裏側まで見て、ブロック塀の中はどのように補強がされているか、本当は控え壁という倒壊防止の建築のルールがあるようなんですけども、そこまで調べたわけじゃないんですけども、このブロック塀、地震が来たら倒れるだろうなというふうなところは結構あるように思うんです。

それが公共施設であれば、当然それは公費で工事すべきなんでしょうけれども、民間の施設である場合が多いわけですよね。一般家庭のブロック塀であることもあるわけで。こういう場合に果たしてどうなんだろうと。そこはあなた危険ですから、持ち主のあなたがちゃんとそのブロック塀撤去しなさいというふうにもなかなか言い切れないでしょうし、どういふふうに進めていったらいいんだろうかと、そういうお願いのような形で地主さんに出すことはできるでしょうけれども、幾らかそのためには町も補助しますよというぐらいの手当てはしてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のお考えを再質問いたします。

それからもう一点、先ほどの地域包括支援センターという言葉、課長が町民に浸透した大変わかりやすい名称だと言うんですけども、私はどうも舌をかみそうぐらいの言葉ですよ、漢字がいっぱいあってね。地域包括支援センターって、なかなか地域の方、使いにくいと思うんです。

前の高野課長さんに私、要望したことあるんですけども、地域で困っているお年寄りがいて、何とか高野さん、なりませんかねと言ったら、もうどんなことであっても地域包括支援センターに連絡してくださいと。必ず対応しますから、この地域包括支援センターを本当に活用していただきたいと、身近な救済の場として自信を持って回答してくれて、私は心強

く思いましたよ。地域包括支援センターってすごいところだなと。

今の奥山課長の答弁で、今進めておられるようで楽しみなんですけれども、例えば人事計画、本当にちゃんと進むのかどうなのかという心配も実はしておりまして、何かお困り事があったときに、本当にそこに頼れば、いざというときに何とか手を打ってくれる場所なのかなということが、ちょっとした不安もあるんですよね。ですので、もっと身近に、もっと住民目線での地域包括支援センターにつくり上げていただきたいと、この移転を機に、という願いなんですけれども、今の課長のお考えはいかがでしょうか。

以上2点、再質問いたします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

（教育課長 高橋太志君 登壇）

○教育課長（高橋太志君） 山本忠志議員の通学路の危険箇所というところでご回答申し上げます。

まず、町立の学校の通学路なんですけれども、通学路として指定というのはまずございません。各戸によって通学してくるルートがちょっと異なるというところで、指定まではしておりません。

その通学路におきましては、先ほど申し上げたとおりに、小学校は保護者と一緒に通学路を回って安全確認をしております。中学校においては今アンケートをとって、それを回収している段階になるんですけれども、学校側はそういった体制をとっておりまして、その中で、これは非常に危険なのでどうにかしてほしいとか、そういった報告は今のところ受けておりませんので、今のところは安全確保はできていると認識しております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、私のほうから2回目のご質問、今5番議員がおっしゃられたように、高野課長のときからもそうなんですけれども、地域包括支援センター、これは本当に住民により身近なものでなければならぬというのは、もう常々私も考えてございます。

また、地域包括支援センターの役割というのが、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療、介護、あと介護予防、また住まい、生活支援が包括的に確保される体制の適切なコーディネート、各部を調整して全体をまとめるとい

うことが最も地域包括支援センターでは重要なことだというふうに認識をしてございます。

ですから、その認識を地域ケア会議等を通じまして、私たちだけじゃなくて、各関係事業者の方にもそういう認識をしていただくということも今進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇ 水野佳子君

○議長（土屋 博君） 続いて、13番、水野佳子君。

（13番 水野佳子君 登壇）

○13番（水野佳子君） おはようございます。

1点、質問をさせていただきます。

宇喜多秀家公の住居跡を史跡として町は残す考えはありますか。この件について質問をさせていただきます。

現在、私有地となっております住居跡について伺います。

八丈島の流人第1号となり、島で50余年の余生を過ごした宇喜多秀家の住居跡地は歴史を伝える貴重な史跡と考えております。敷地内には、岡山市や瀬戸内市から送られました松も植樹され、宇喜多秀家が植樹したというソテツも残されております。民間の有志や町の交流も実を結び、秀家公のお墓や歴史をたずねて観光、また視察に来島する方も多くなりました。住居跡の付近には石垣や昔ながらの細い道も残されており、今では観光スポットとしても価値ある場所になっていると考えます。

この秋に行われる秀家公の遺徳をしのぶ鎮魂祭には、秀家公ゆかりの岡山県、石川県人会、金沢市からも多くの方々が来島される予定と聞いています。ふるさと村の焼失や歴史民俗資料館の一時移転など、現在、島の歴史を伝える施設がありません。住居跡は現在、所有者の善意で個人の敷地を見学させていただいております。維持管理はこのままでよいのでしょうか。トイレの設置を必要と考えますが、町はいかがなものでしょうか。

前回の質問の、お二人の議員の質問については考えるということで、設置をするというお答えはありませんでしたが、観光客が多く訪れる秀家公の敷地跡に、民間の方のトイレを借りるというのは甚だ恥ずかしいことかと思えます。

また、現在、秀家公の住居跡地、私有地の方については、町はどのような支援をされているのでしょうか。住居跡、秀家公のお墓、敷地内に残されている古い石垣や昔ながらの古い道

も含めながら、町は史跡として整備をしていくべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

（教育課長 高橋太志君 登壇）

○教育課長（高橋太志君） それでは、13番、水野佳子議員の質問、宇喜多秀家公の住居跡を史跡として残す考えはないかについて回答いたします。

個人で維持管理していただいている対象地の保存につきましては、文化財保護の観点から、史跡として残す場合、八丈町文化財保護条例にのっとり指定を行うことは可能です。指定に当たっては、所有者の同意と文化財として保存する根拠を確立するために、史実等の文献調査を実施し、それをもとに八丈町文化財専門委員会の諮問、八丈町教育委員会での決議が必要となります。

指定後は、文化財保護法並びに八丈町文化財保護条例に基づき保護が行われます。知名度は上がりますが、現状の変更や毀損、滅失等については保護の観点から制限がかかります。基本的な維持管理は引き続き所有者が行い、町は文化財保護の面で指導を行う立場になります。

史跡の保存につきましては、所有者に文化財保護に関して十分に理解をしていただいた上で、同意後進めることができますので、宇喜多秀家公の住居跡を史跡として残す考えはないかということですが、町は所有者の意向により判断すべき事案であると認識しております。

以上で回答といたします。

○議長（土屋 博君） 13番。

（13番 水野佳子君 登壇）

○13番（水野佳子君） ありがとうございます。

文化財として史跡として指定するには、町としてもいろんな手続も必要ですし、難しい課題も残っているかと思いますが、現状としてはあそこの私有地、秀家公の住宅跡というのが、やはり島内から見えるお客様の大きな目玉というかスポットになっていると思うんですが、ただ民間の方に、ご厚意に甘えて委託をしている、このままこの先どうしようかという見通しがないというのは無責任のような気がいたします。

それで、私も何度か伺いましたけれども、秀家公のふるさとである岡山市、それから豪姫のふるさとであります金沢市などを伺いますと、自分のところの殿様が八丈島で50年過ごさせていただいて、島民の方に本当によくしていただいたという思いが、岡山や金沢の方々

は物すごく熱い思いがあります。八丈島に対しても、皆さんの厚意に物すごい感謝をしているということで、そのために八丈島へ行きたい、八丈島に秀家公の、お殿様のお墓をお参りしたいということで、観光の方も随分増えていると思うんですが、このままでいいとは私も思いませんので、維持管理については現在、住居跡の方々に対してはどのような支援をしているのでしょうか。

それからあと、トイレの件に関してですけれども、前回は質問が出ましたけれども、せっかく駐車場があれだけ広く整備されましたけれども、観光バスがとまり、お墓をめぐり、住居跡を見学して、その後のトイレを使えない、個人のお宅のトイレをお借りしているという状態では恥ずかしいという思いがいたします。町の姿勢も甘いのではないかと感じておりますので、せめて駐車場跡地に見学をする敷地の一環として、トイレの設置は必要かと思えます。

それと、現在、私有地の住居跡については、町はどのような支援をされていますか。教えてください。

○議長（土屋 博君） 本件につきましては、観光関係が入っておりますので、産業観光課の主幹にご答弁させます。

主幹、お願いします。

（産業観光課主幹兼教育課主幹 笹本博仁君 登壇）

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） おはようございます。

それでは、再質問に回答させていただきます。

現在、観光のほうでは、所有者の敷地につきましては年3回の伐採をしてございます。あと、敷地をお借りしまして、案内板の設置を3カ所しているということでございます。

トイレの関係につきましては、6月の議会でも申し上げましたけれども、再度検証させていただきたいということで申し上げました。必要性はあるとは認識しておりますので、その辺を含めて検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（水野議員「わかりました。ありがとうございます」の声あり）

◇ 沖 山 恵 子 君

○議長（土屋 博君） 続いて、1番、沖山恵子君。

(1 番 沖山恵子君 登壇)

○1 番 (沖山恵子君) 私のほうから大きく 3 点、小学校のエアコンについて、観光施設の和訳機導入について、ミス八丈の選考方法の見直しについて、大きく 3 点お伺いいたします。

なお、エアコンの設置につきましては、5 番の山本議員の質問と重なりますことをご了承ください。

まず、エアコンについてですが、ことしの夏、大変猛暑でした。連日テレビで放送していたのが、全国の小・中学校普通教室のエアコン設置率、東京都は 99.9%ですと。全国で一番高く、東京都は整備されていますよというのを聞きまして、残り 0.1%どこなんだろう、もしかして八丈島かなと思ってお伺いしたんですが、先ほどの山本議員の質問で、普通教室は設置されていますよということで安心いたしました。

ですが、まだ、議員もおっしゃいましたけれども、ほかのところもごぞいますよね。体育館はどうなのかなと思ったときに、私、議員になってからさまざまなイベントに招待されて、体育館に行ったり、普通教室に行ったり、特別教室に行かせていただいたことが多々ありますけれども、余り快適だなと思ったことはなく、暑かったり寒かったりが多かったなという印象なんですけど、7 月、8 月のことしの夏、体育館に子供を迎えにお母さんが行ったときの話なんですけれども、こんな暑いところでやっけてうちの子大丈夫と、死なない、休んだほうがいいんじゃないというようなことを思ったそうなんです。

先ほどの 5 番議員の質問でも、電気の容量とかいろいろありまして難しいんですよという話がありましたけれども、普通教室は安心したんですけれども、ほかのところもぜひやっていただきたいなというような思いがございます。

以前、富士中の体育館のことでトイレを設置してほしいという話をしたときに、教育施設だとなかなか補助金もないし、予算も大変ですという話があったんですが、昨今、災害が多発しておりますので、国のほうでも教育施設、学校や体育館は災害時の避難所でもあると。そういう方向でも補助金考えてまいりますということを先日言っていました。教育施設としての整備が難しいのであれば、災害時の避難所として国のほうでも補助金考えると言っていきますので、その方向も含めて、体育館ですとかいろんなところのエアコン設置のほうをぜひ推進していただきたいなと思います。

2 番目、観光施設の和訳機の導入についてです。

南海タイムスさんに、外国人のお客さん増えているんだけど、言葉の壁が問題ですというふうに出ておりました。私も英語大変苦手です、どうしたらいいのかなと考えて、一

生懸命いろんなことを探したところ、今どきは簡単に、ボタンを押して日本語でしゃべると英語に直してくれる。外国人の方が英語でしゃべってボタンを押すと日本語に直してくれる、そのようなものが二、三万で売っているそうです。これいいなと思ったんですけども、かといって島で導入する場合、いろんな観光施設の方がそれを買って自分のところで整備するってなかなか大変だと思うんですね。

ぜひ町のほうにお願いをしたいのが、町でちょっと試してみませんか。町の施設、いろいろありますよね。温泉もありますし、中之郷のアグリマートもありますし、いろんなところあります。病院でも外国の方いらっしゃるかと思うんですけども、そういうところでぜひ町のほうでちょっと買って試してみて、いいなと思ったら、それをどうにか全島的に導入できないかということを検討していただきたい。まずちょっと町のほうで試していただけないかなということをお伺いしたいと思います。インバウンド対策として、観光施設に和訳機の導入を町主導でやっていただくことは難しいでしょうか。

3番目、ミス八丈の選考方法を見直すことは考えられませんかということをお伺いしたいと思います。

以前、ミス八丈のなり手がなくて大変だということを知りましたので、選考方法、何か考えられませんかということをお伺いしたことがあります。そんなこんなの中に、ことしのミス八丈、昨年と同じ方ですよということをお伺いしました。

例えば、こんなことはできないかということなんですけれども、大島の場合、ミス椿の女王とミス大島と何か複数のミスがいらっしゃるんだそうです。選び方も違いますし、その時々イベントによっていらっしゃるミスの方も違うと。

八丈の場合、そういうのをちょっと試してみて、八高生に依頼して、ミスフリージアというのを選んでいただくのはどうかなと。3月下旬のフリージアまつりのときに、現在も八高生の方、インフィオラータとか、たくさん協力していただいておりますけれども、そのときにミスフリージア選んでいただいて、島内のイベント1年間お手伝いいただいて、翌年なれたところで都庁訪問ですとか、ミスフリージアさん連れていろんなところ、町長が訪問してお願いとかもすることもあると思うんですけども、そのときには一緒に行っていただくと。また、ミス八丈はミス八丈として、広くいろんなところの方から応募してみるとか、そうしたら東京の方も応募してくださるのかなと。

以前お伺いしたときに、東京の方、八丈にはなかなか応募しない。大島は応募しても八丈は難しい。なぜなら八丈のイベントに行くのはとても大変なんですよと。飛行機代かけて宿

泊代かけて行って、帰りの飛行機が欠航したならば翌日の仕事とかにも影響する、なかなか八丈は難しいんですよということを聞いたことがあるんですけども、例えば都内でいろんなイベントがあるときをお願いするときだけミス八丈の方をお願いすると。島内は高校生をお願いしたミスフリーズの方で対応するとか。

そのような使い分けといたしますか、言葉が悪いですけども、そのようなやり方をすると、島内の人からミスも選べて島外のことにも対応できてということで、何かいいんじゃないかなとか、これはただの一案ですのであれですけども、何とかミス八丈、また盛り上げていくような方法をぜひ検討していただきたいと思うのですが、質問としては、ミス八丈が昨年と同じ方だったという経緯はどうしてでしょうか。今後、選考方法を見直すことは考えられないでしょうか。この2つについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

（教育課長 高橋太志君 登壇）

○教育課長（高橋太志君） 1番、沖山恵子議員の1つ目の質問、小・中学校の普通教室にエアコンを設置できないかについて回答いたします。

先ほど議員が質問の中でもありましたけれども、小・中学校の普通教室のエアコン設置率は100%です。しかし、特別教室では小学校が図工室、家庭科室、理科室、中学校は技術室、理科室、美術室、家庭科室が共通して未設置となっております。

現在、電気室の電気容量が既に使用可能最大値に達しており、電気容量を増やすためには電気室の機械を入れかえるだけでなく、機械が大型になることから格納施設そのものをつくりかえなければ対応できないことが見込まれる学校もあります。

今後、エアコンの設置予定はあるかにつきましては、特別教室のエアコン設置を想定して、各学校の電気容量と機械設備、施設改修の範囲を調査し把握するために、調査設計を実施して現状を把握した後、検討したいと考えております。

以上で回答といたします。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

2番と3番を一緒に申し上げます。

（産業観光課主幹兼教育課主幹 笹本博仁君 登壇）

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） それでは、私のほうから和訳機の導入、ミス八丈島の選考方法について回答させていただきます。

今後、外国人観光客の増加が期待できる中で、インバウンドの対応策については進めてい

かなければならない課題と認識してございます。ご提案の和訳機につきましては、観光商工係のほうで購入して検証を進めてまいりたいと思います。

続きまして、ミス八丈島が継続した理由ということでございますが、選考につきましては、ミス八丈島選考会で決定されております。選考会の中では、以前から2年間を上限にという話も出ておりました。そのような中で、今年度からミス八丈島は2年間継続できることが決定されております。継続するメリットとしましては、1年間の経験を生かしたPR活動が実施できると考えてございます。

続いて、選考方法を見直すことは考えられないかということですが、選考につきましては、先ほど申し上げたとおり選考会で決定しておりますので、この場で私からは回答できません。いただいている提案につきましては、選考会に報告し、検討させていただきます。選考委員の中でも複数のミスがいてもいいのではないかという意見は聞いてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

◇ 奥 山 幸 子 君

○議長（土屋 博君） 続いて、9番、奥山幸子君。

（9番 奥山幸子君 登壇）

○9番（奥山幸子君） おはようございます。

2つ質問いたします。

1番目、災害時の避難場所と高齢者支援の仕組みづくりをということで質問いたします。

今、全国至るところで災害が起きています。地震や噴火、津波、そして大雨による洪水、土砂崩れなど、災害の種類もさまざまになってきています。八丈町でもこうした災害が起こる可能性はゼロではありません。万が一のための備えは、それがたとえ使われなかったとしても必要なことと考えます。

近く、町の防災訓練があります。町がさまざまな防災対策を計画していることは十分承知しておりますが、西日本豪雨の大きな被害を教訓として、災害対策をさらに強化していくことが大切であると思っております。町のお考えを伺います。

1番、地震、噴火、津波などそれぞれに対応したハザードマップをもとに、どの地区がどの避難所に入るのかを決めておく必要があると思えます。町のお考えはいかがでしょうか。

これは結構住民に聞かれるんですよね。私はどこに避難すればいいのかとか。今回台風が何回か来まして、自主避難場所として3カ所、町は放送していましたがけれども、大賀郷の近くとか、役場近くでは役場の研修室ということでわかりやすいんですけども、そうでない地域の方もいますから、どこに避難したら、西見の人とか、それから坂上では1カ所ですよね。そういうどこに避難したらいいのかという情報をもっていないということで、よく住民に聞かれましたので、お尋ねします。

2番目です。地区ごとの高齢者リストをもとに、誰が誰を助けるのかを決めておく必要があると思います。地区の総会などで話をしておくべきかなと思うんですが、それは全員の地区の住民が出るわけじゃありませんので、町が指示してこういう話をしてくださいということをお願いして決めておく必要があるんじゃないでしょうか。

今回の西日本の豪雨で、この仕組み、例えば誰がどここのAさん、Bさんを助けるよというのを決めておいた自治体があったんですよ。その仕組みで助かった方もおられるという報道を聞いて、町もそういう仕組みをつくっておいたほうがいいなと考えて、町にお尋ねいたします。

3番目ですけども、町役場のほかに、それぞれの避難所の機能を充実させ、使いやすい避難所にしておくべきではないでしょうか。これは自主避難の3カ所を町がおっしゃったので、それについて、それぞれの避難所の機能というのをちょっと考え直してほしいなと思ったんですね。

例えば、台風が接近するおそれがあると、自主避難所というような放送が流れたんですけども、これは高齢者やキャンプしている方々にとっては本当に適切な配慮だったと思うんです。今後も続けてほしいと思うんですけども、町役場の商工会研修所ということを町は言っていたんですけども、あの場所は床がフローリングなので横になれないですよ。椅子に座っているだけなのかなと思うんです。マットや毛布などの準備ができていますかどうか、その辺の準備状況を、各、今自主避難所になっているところでどういう状況なのか、その辺をお考えいただきたいと思うので、伺います。

2番目の大きな質問なんですが、町の補助金の仕組みを明らかにということでお尋ねします。

町の補助金にはさまざまなものがあるって、それぞれ住民にとってなくてはならない支援となっています。ただ、その内容を見ますと補助の割合が異なっているので、その仕組みや理由が私には十分はつきりわからないんですね。したがって、住民に対して補助金の仕組みを

わかりやすく、今回説明していただけたらと思って質問しました。

1 番、補助金にはどのような種類があるか。

2 番、自己資金に対する一定割合を補助するものと、ほとんど全額を補助するものとをどのような基準で分けているのでしょうか。

3 番、補助を受けている団体、または個人は事業内容と収支報告をしていますか。またそれを閲覧できますか。その3点です。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

（総務課長 山越 整君 登壇）

○総務課長（山越 整君） おはようございます。

まず、回答に入る前に、今回、先月7月の西日本豪雨災害で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

また、本日は台風21号が、ふだん八丈町とパートナーシティーということでおつき合いをさせていただいております徳島県の阿南市に向かって今接近中ということで、四国、それから近畿地方の方々に関しては、この台風21号で何事もなく無事に過ごしていただければなというふうに思っております。

さて、この西日本の豪雨災害の関係なんですけれども、八丈町も職員2名を8月8日から16日まで、岡山県の倉敷市真備町、これ皆さんご存じのとおり、今回豪雨災害で岡山県内では一番大きな被害を受けたところなんですけれども、こちらへ派遣をしました。派遣をしまして避難所支援を行ってまいりました。

支援した避難所、二万小学校という小学校に避難をしている方々への支援というところだったんですけれども、200人を超える方々が避難をしている、そういった避難所でした。避難所の運営における課題、それから八丈町の防災への応用の難しさ等、行った職員は肌で経験を積んでまいりました。

詳しくは、もう既に町のホームページで掲載をしておりますけれども、次の広報はちじょうの10月号でも紙面で職員のレポートを掲載いたしますので、ぜひごらんをいただきたいなというふうに思います。まさに今回のこの避難所ということでのいろんな経験をレポートとしてまとめてあります。ぜひごらんをいただきたいと思います。

それでは、1つ目のご質問ですけれども、先般全面改訂をいたしました八丈町地域防災計画において、避難所ごとの災害別地区割案を掲載はもうしてございます。ただし、防災計画

を皆さんにご案内したときにもお話をさせていただきましたとおり、現在、土砂災害の警戒区域、この指定に向けた作業中でございます。まさにこの9月の下旬、土砂災害の特別警戒区域、もしくは警戒区域の素案が公表されます。そして、11月には住民の説明会ということで、各地区お昼の部と夜の部ということで、指定に向けた説明会が行われます。

こういった状況の中で、避難所ということに関してもいろいろな見直しをしていかなければなりません。また同時に、八丈富士の噴火に備えた避難計画というのを今東京都さんと一緒に策定をしている段階です。この避難所計画が非常にまた複雑なお話がありまして、そのところで避難所、避難していただく避難所がそのときの状況に応じて変わるというようなところであります。

そういった今、再整理をしなければいけないという状況ですので、区割りはしてありますけれども、皆さんへきちっと周知するのはある程度整理をしてからではないと混乱を招くということで、今は計画の中に載せてあるという段階にしてございます。

続きまして、2つ目のご質問につきましても、以前より災害時要援護者の名簿、こちらは毎年高齢者の実態調査をやりますけれども、そのときに要支援であったり、要介護であったり、それから1人では避難ができない方たちの、手を挙げていただいて避難が必要かどうかということでの名簿を、今現在は139人ということになりますけれども、町の消防団に提供してございます。随時の名簿の更新、それから追加等を行いながら、そういった形での名簿の提供をしているという状況であります。

ただし、ここでの課題になりますけれども、やはり名簿の精度の向上というものが課題でありまして、消防団の方々の数というのは皆さんご存じのとおりでございます。限られた消防団の方々が、本当に真に手助けを必要とする方たちに、助けなければいけないという状況ですので、その精度をいかにしてこれから向上していくかというのが課題ということになっております。

それから、3つ目のご質問になりますけれども、先ほど自主避難所でのお話も出ましたので、自主避難所では、我々公民館とか、それからここの研修室、そういったところを開放してありますけれども、床張りのところではちゃんとござと毛布を用意して、横になれるようにちゃんとご用意はしてあります。ただし、食事等の提供というのはあくまでも自主避難所ですので、ご自分たちでお持ち込みをいただくという形でやっております。

さて、その避難所ですけれども、もともといろんな公共施設を避難所に指定してございます。施設の使用目的はそれぞれ当然違うわけでございますので、いろんな充実といった意味

では非常にハードルが高いお話ではありますが、先ほども言ったように避難所を運営する上で準備をしておかなければいけないものに関しては、これからも我々としては、少しずつだけでもそろえておくという努力をしていきたいというふうに考えております。

質問に関してのお答えは以上でございます。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

（企画財政課主幹 佐藤真一君 登壇）

○企画財政課主幹（佐藤真一君） おはようございます。

私のほうから、9番奥山幸子議員の2項目めの質問にお答えさせていただきます。

まず、八丈町の補助制度については、地方自治法第232条の2、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」の規定に基づいております。

ご質問の1、補助金の種類について回答させていただきます。

八丈町が策定した補助金交付基準により、現在町が実施している補助事業に該当する事項については、大きく分けると2種類ございます。国または都の施策に基づき、国等から補助を受けて町を経由して補助するものがあります。国等が定めた規定等により、町も応分の補助をします。これが1つ目の補助金です。

次に、団体や特定の事業、1つ目の国等の制度事業に対する町単独の上乗せ補助分も含まれますが、これらに対し、町の補助事業審査委員会により公益性、必要性、妥当性等を検証し、補助の可否、補助額、補助率等を審査し、町が独自に補助金を交付します。これが2つ目でございます。

この町独自の補助について、ご質問の（2）に関係しますが、一定割合補助率を定めて補助するもの、定額を補助するものとございます。一定割合の補助の例として、産業観光課所管の八丈町小規模農道整備事業のように、受益者負担を20%求め、補助率を80%以内と定めている事業がございます。また、定額補助の例として、福祉健康課所管の島外医療機関通院交通費補助のように、交通費の一部や証明書代を定額補助する事業等がございます。

前述の例のように、農道整備や事業ごとに事業費が大きく異なりますので、定額にした場合、受益者間の割合の公平性が保てません。また、交通費補助を逆に割合での補助とした場合、患者さんごとに行程が異なりますので、その確認書類とその事務処理も煩雑となり、効率的に交付することが困難となります。

そこで、事業ごとに補助する上で、率または定額のどちらが適正であるか等も前述の補助

事業審査委員会に諮り、事業ごとに補助対象経費及び補助金額の根拠等を明示した交付要綱を策定することとなっております。

次に、(3)の団体への補助について、事業報告と収支報告はなされているかのご質問につきましては、全ての交付要綱において事業報告及び収支報告は必須となっております。また、個人情報に係る箇所を除いて閲覧も可能でございます。その報告内容を庁内で定められた複数の決裁者で確認した上で、要綱に照らし不要となる補助金については返還を求めることになります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 9番。

（9番 奥山幸子君 登壇）

○9番（奥山幸子君） ご回答ありがとうございました。

まず、1番目の防災に関する質問に対する回答ですけれども、1番は、地区割が既に周知してあるということで、再質問はしません。

2番目の誰が誰を助けるかというのを決めておくという話ですけれども、要支援の方が139人いるということですよ。その方々を救助するというのは消防団というお話ですけれども、やはり課長おっしゃるように、消防団の人数というのは限られているわけですから、やはり地域の方がご近所の誰々を、Aという高齢者を助けるとか避難所に連れていく、そのほうがわざわざ消防団の人が来るよりも、助けられるほうも安心という部分もあると思うんですよ。だから消防団の方々だけに限らず、やはり地域の人と連携してそういう活動をしていただきたいなと思います。

それと、学校は避難所になるのでしょうか。各中学校、小学校というのは避難所になるのでしょうか。それも聞きますね。まず学校が避難所になるかどうかと、消防団だけではなくて、地域の人との連携、地区振興委員、そういう人たちに話をお互いに連携してできないかなということが一つです。

あとは、役場の厨房についてなんですが、この役場は大事な避難場所になるわけですけれども、そのときの厨房の使い勝手なんですが、IHヒーター対応ですよ。それを実際使っているのかということがありまして、何かあそこの厨房を最近いろんな団体が使うようになったのはとてもいいことなんですけれども、コンロを持ち込んで、熱源として。そういうこともあったので、IHヒーター対応のお鍋とかそういうのを自由に使えるのかどうか、その辺なれておく必要があるんじゃないかなと思いますので、教えてください。

それと、今回の質問のちょっとずれるんですが、国では南海トラフ地震について臨時情報を出すという話があるんですけども、町としてその臨時情報が国から出された場合、避難勧告を出すかどうかという話があって、全国の自治体の、1,700ぐらいある自治体のうちの半数以上がまだ決めていないという話だったので、町としてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。それが1番目の質問の再質問です。

2番目の補助金の件なんですけれども、種類が幾つかあるというのはよくわかりました。例えば、東京都のストロングハウスとか、有人国境離島の今回の施策の補助などは、補助率が初めから決められていますのでわかりやすいです。補助を受けた人や団体の負担についてもとてもわかりやすいです。

さっき課長が説明ありましたが、小規模農道の一部負担とか、それから島外医療の交通費の負担というの、補助というのも非常にわかりやすく、よくわかりました。

それで、私が補助金の考え方として、公益性を考えて、その団体の経営状況を見て不足分を補助するというのが原則的な考え方ですよね。その考え方をもとに、28年度の決算のリストがあるんです。負担金と補助のリストというのがあるって、皆さんよく見てご存じだと思いますけれども、それを見ても、負担金を除いて約70近い補助金を受けている団体があるんですね。そのうち自己資金を持って補助を受けている団体はわずかなんですよ。ほとんどは町の施策としてほぼ全額を出しているというのが実態なんじゃないかなと思うんですね。

私はそれが疑問というのではなくて、どれも公益性があって、補助の意義そのものは十分理解しているんですけども、どうしてほぼ全額なのか、どうして片方が、わずかな団体ですけども、それが一部なのかというのがちょっとわからないんですね。一定の補助率で受けているものとそうでないイベントなどで全額受けているという基準がどういうものなのか、その何とか審査委員で決めていると言われたらそれまでなんですけれども、わかりにくいんですね。

例えば、産業祭なんていうのは450万毎年出ていますけれども、それは補助金というのがふさわしいのかどうかという。補助金という名前ではなくて、委託料とか委託金なのかなという感じがするんですけども、その点、町はどのようにお考えなんでしょうか。それを一つ伺います。

それと、3番目の収支報告と事業内容はもちろんそういうことで、もうそれは承知しています。報告書なんですけれども、それは団体が自身でつくるべきもので、当然そうされてい

と思いますけれども、一部、町の職員が報告書をつくっているようなことがあるような話も聞いているので、そのようなことがあるかどうかというのをちょっと伺います。

以上、再質問としてお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

（総務課長 山越 整君 登壇）

○総務課長（山越 整君） それでは、避難所関係の再質問にお答えをしたいと思います。

以前よりお配りをしておりますこういった防災のマップ、それから「わが家の防災対策」、こういったところを見ていただいて、くるっと裏面を見ていただくと、八丈町の避難所ということで小・中学校、八高さんも含めて、それから保育園も含めてということで書いてあります。

先ほどの教室だとかというお話もありましたけれども、学校の場合は教室とかも含めています。今回の地域の防災計画の中でも、学校の教室の面積、それからあとそういった学校の教室を使ったりとか体育館を使ったときに、ちゃんと通路を設けて1人当たりのスペースを確保したときに、何人の避難所の収容ができるかという、そういったところまでやっておりますので、ちゃんとそういった使えるところのスペースは使って計算をしているというところになります。

それから、災害時の要支援者の名簿の関係の地域の連携というのは、いろんな連携の仕方が多分あると思います。先ほども言ったように、高齢者の実態調査の折に、そういった個人情報を含めて提供していいかどうかの承諾を得ながらやっていますが、地域の方たちにそれをオーケーかというところまでの問題がちょっと残りますので、お名前だけであれば多分地域の方たちわかりますので、そういった提供の仕方であれば多分できると思いますので、そのところはやり方次第だと思いますので、ぜひ地域の方たちと連携をした形で、いわゆる共助をどうやって確立していくかということを考えていきたいなとは思っています。

それから、ここの厨房の関係ですけれども、厨房の当然使い勝手の問題、我々もいろいろな形で使っております。ただ、そのときの、いわゆる避難をされた方たちの人数によって、当然厨房だけの設備で間に合うかどうかという問題もあります。ここには備品として大きな釜、それからガスを使った形でお湯を沸かせる設備とかもありますので、そういったものを使いながらということになりますので、厨房だけを使うという話では多分ないだろうなというふうには思っております。

それから次に、南海トラフの臨時の情報関係についてです。これに関しては八丈町も、

これはNHKさんのアンケートではありますけれども、検討というふうにはしてあります。ただ、実際に出た場合は当然、津波が来ることも想定して、避難を呼びかけるというのは当然しなければいけないと思います。ただ、その避難を呼びかけるという話と、避難勧告であったり避難指示というレベルの話ではまたちょっと違うというところですよ。

というのは、この臨時情報が出たときに、その出し方にも多分よるとは思いますけれども、どれぐらいの切迫した形で出てくるかというのがまだ我々わかりません。本当にもう数時間後に必ず来るんだよという話であれば全然話は違うんですけども、多分今の状況でいつ来るかわからないけれどもみたいな形で出されたときに、八丈町がどういう判断をするかというのはやはり、そのときの情報の出方を見て検討せざるを得ないだろうなというふうに思っています。

再質問への回答は以上でございます。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

（企画財政課主幹 佐藤真一君 登壇）

○企画財政課主幹（佐藤真一君） それでは、私のほうから2項目め、補助金等についてのまず産業祭についての考え方でございますが、産業祭の補助金の目的としまして、農林水産商工関係の産物を展示し、生産の高揚と啓発を図るという目的でございます。事業の効果として、展示物の審査や一般町民、観光客に鑑賞してもらうことで生産者の向上意欲を高めるとともに、観光PRにも寄与できるということでございます。

事業費総額512万、このうち運営費の補助として八丈町が450万補助してございます。その残りの62万については、出展経費ということで、農林部会が50万、商工部会が5万、水産部会が5万、その他2万ということで、62万の負担をしていただいているところでございます。

委託金ということでのご提案でございますが、私ども申請主義ということでございますので、その団体からの申請に基づいてということで補助金として支出しているということでございます。

2番目の報告書、こちらについて、本来補助団体が作成するものと認識してございます。ただ、やはり一般町民の方でございますので、町職員がお手伝いすることはあろうかと存じます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 9番。

（9番 奥山幸子君 登壇）

○9番（奥山幸子君） 一つだけ再々質問いたします。

今課長がおっしゃった報告書の件ですけれども、町の職員がお手伝いすることもあるというお話ですけれども、やっぱり補助金をいただいている以上、団体が報告書をつくり、収支報告書を出すというのは当然だと思うんですよね。それはお手伝いするというのであれば、まずガイドラインみたいなものをつくって、毎年、私がさっき言った70団体というのはほとんど毎年補助金を受けている団体なんです。だから、去年のを見れば、ほとんど団体の方がご自身でできるはずなんですよね。

だから、その辺は、町が親切にお手伝いしてくださるといのは悪くはないんでしょうけれども、本来の考え方としてはよくないと思うので、そういうことがないように、各団体にきちんと指導をしていただけないでしょうか。それだけ伺って質問を終わります。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

（企画財政課主幹 佐藤真一君 登壇）

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 先ほども申し上げましたように、一義的にはやはり補助団体が作成すべきものと認識してございます。そのような指導をまいります。

○議長（土屋 博君） 休憩したいと思います。

10時45分まで休憩いたします。

（午前10時29分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時45分）

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（土屋 博君） 8番、岩崎由美君。

（8番 岩崎由美君 登壇）

○8番（岩崎由美君） それではよろしく願いいたします。

大きな課題を2点質問させていただきます。

まず1点目、八丈町で使用している農薬はどのようになっていますかということで、これは個人のお宅ということではなく、八丈町が実施している農業施策の中でという意味で伺います。

日本は世界的にも農薬の使用量が多い国と言われています。八丈島も花卉園芸を中心とし

た農業が盛んな地域であるがゆえ、農薬が多用されていると言われていました。農薬も適正に
使えば安全であると言われていました。しかし、近年幾つかの問題が指摘されるようになって
います。

まず、ネオニコチノイド系の農薬です。種子や稲を植え、いつの間にか、もちろんお世話
をして花が咲いて、いつの間にか実がなるのは、その多くは小さな蜂たちが花粉を媒介して
くれるおかげです。

しかし、2007年春までに北半球から4分の1の蜂たちが消えたと言われていました。その主
要な原因はネオニコチノイド系農薬によるものと指摘されています。そのため欧州では、ネ
オニコチノイド系農薬の成分3種、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム
の3種の屋外使用を禁止しました。

一方、日本ではミツバチ類に対する影響については、ダニや病気を含む複合要因説をとっ
ており、巣箱を避難させる、どちらかという被害防止策を指導するにとどまっています。

また、ことし8月には非ホジキンリンパ腫という一種のがんを患ったがん患者が、ラウン
ドアップの成分、これはグリホサートですが、それががんの要因であり、その危険性を告知
しなかったという意味で訴訟を起こし、製造元であるモンサントに302億円の支払いを命じ
る陪審評決がありました。これはもう日本ではなくアメリカの話です。現在モンサントはバ
イエルというドイツの会社を買収されております。その有毒性が、だんだん農薬の、明る
みに出てきたわけですね。今後同様の訴訟が数多く問題提起されると考えられています。

さて、ラウンドアップについては、そのグリホサートという主要成分は、既に2015年にW
HOの外部組織である国際がん研究機関が毒性や発がん性の懸念があると発表しています。

さて、ここで伺います。八丈町で使用されている農薬の種類について教えてください。その
中で、ネオニコチノイド系の農薬はありますか。3番目としては、八丈島で使用されている
農薬の量、これは島全体という意味なんですけれども、もしこの量がわかれば教えてください。
一応日本の国では、大体農薬の総量というのは出ています。

それでは2点目です。

皆さんもこれ、ごらんになったことがあると思いますけれども、八丈町の基本構想・基本
計画の検証と策定についての今後の課題についてお聞きします。

この基本計画は5年ごとに策定されるものですがけれども、次の5年に向けての改訂がそろ
そろ準備する時期になりました。5年に1度の改訂は、内容によっては変化が目まぐるしい
昨今においては、中には適正でないというか、役に立たないものが多く出てきているのでは

ないかなと考えられます。

そこでお伺いしたいと思います。現在策定されている基本構想・基本計画の策定について、これまでつくってきたのはどのような経緯で行われてきましたか。2番目として、時代の変化が激しい中で、現在のものが実効的であるかどうかについて、この2点についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

（産業観光課長 沖山 昇君 登壇）

○産業観光課長（沖山 昇君） それでは、8番、岩崎由美議員の1つ目の質問、八丈町で使用している農薬はの質問にご回答させていただきます。

（1）ですが、八丈町で使用されている農薬につきましては、今購入しているものは、種類は殺虫剤、これは殺ダニも含めてですが、あとは殺菌剤、除草剤、そのほかに展着剤、松枯れ防止の農薬を購入しております。

次に、2番目ですが、その中でネオニコチノイド系の農薬はということですが、ネオニコチノイド系の農薬は5種類ございます。

次に、3番目の八丈島で使用されている農薬の量、例えば農協で流通しているものということですが、農協で流通している、販売されている農薬の推計は年間で約6,000キログラムというふうになっております。ただ、ほかにインターネットなどの通信販売にて購入されている方もいらっしゃるということですが、

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

（企画財政課長 佐々木眞理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木眞理君） それでは、私のほうからは岩崎由美議員の2つ目、基本構想・基本計画の策定についての関連のご質問にお答えしたいと思います。

1点目、現在の基本構想・基本計画策定の経緯ということですが、現在の基本構想は、改正前の地方自治法の規定に基づき、平成23年度から平成32年度、西暦で言いますと2020年度までの10年間を計画期間として、議会の議決を経て策定されたものでございます。

基本構想は自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示したものでございます。町では基本構想・基本計画の策定において、町議の皆様、学識経験者で構成される総合開発審議会に諮問し、答申をいただいております。

す。また、関係団体との懇談会やパブリックコメントなどを経て、これらをまいることによりまして、各分野の皆様の思いの詰まったものとなってございます。

町初の基本構想は、昭和55年度に5年間の前期基本計画とあわせて策定されました。以降、基本構想は10年ごとに、基本計画は5年ごとに、国内や町を取り巻く社会情勢等を背景としつつ、掲げられた施策の検証を行い、盛り込むべき内容を見直し、現在に至っているというところがございます。

2点目、現在のものが実効的であるかと考えているかということでございますけれども、今日の八丈町は連綿と続く基本構想・基本計画によって形成されたものであり、現行の基本構想・基本計画も重要性、緊急性、実現可能性による優先順位に留意し、着実に実施していかなければならないと考えております。

しかしながら、議員のご質問にもありますように、時代の変化は激しく、人口を取り上げても、人口減少を踏まえ8,000人台を維持するという現実的な数値を目標といたしましたが、現在の人口は7,500人を下回るという大変厳しい現状もございます。現行の基本構想は2020年度までとなっており、次の10年間、2030年度の八丈島の未来像をどう描くか、これが大きな命題と言えます。

町といたしましては、今年度から基本構想策定に向けて準備を進め、来年度早々に総合開発審議会へ諮問し、時間をかけて議論していただきたいと考えてございます。また、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsなどの新たな視点も取り入れられるよう検討してまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ご回答ありがとうございました。

まず、農薬の件なんですけれども、私が先ほど申し上げたネオニコチノイドの問題だとか、ラウンドアップのグリホサートの問題であるとか、そういった社会で起きている問題というか、これについて町のほうでは把握しておりましたでしょうか。もしこれを把握していたとしたら、それに対してどんな対策をとろうかというような、何かアクションはあったかどうかについて教えてください。

私も庭の草を見るたびに、もうまいてしまえとか思ってしまうんですけれども、モンサントという会社は非常に世界中でいろんなことをしている会社で、枯葉剤とかをつくっていた会社なんですけれども、いろんな問題を起こしている会社でもあります。というところで一

番使い勝手がいいとか汎用性があるのかもしれませんが、やっぱり考えていかなければいけない問題かなと思っています。再質問としては、その問題をちょっと伺いたいと思います。

それで、企財のほうでは、今SDGsという、以前、山本議員がおっしゃったような、SDGsという考え方を取り入れていくというのは非常に私もいい試みだと思っています。要するに地方自治法、改正前の地方自治法でそれをつくるということになって、でもあの計画ではなくても、形を変えてもいいということと認識しているんですけども、それでよろしいでしょうか。

今後、新しい総開審にいて、私も総開審のメンバーだったんですけども、非常に労力がかかって、それから印刷代もかかって、つくるのが大変なものだったと思うんですね。ですから、非常に有効活用して、できれば定期的に、つくるときにだけ集まるんじゃなくて、よく課長も言うPDCAサイクルですか、そういうのをやはりみんなで確認しながら、この町のいろんなことを進めていく必要があると思います。

その中で、結構負担がかかってつくるこの基本計画なんですけれども、それをつくる際の課題というのはどんなものがあるか、課題について課長がお考えになっていることについて教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

（産業観光課長 沖山 昇君 登壇）

○産業観光課長（沖山 昇君） それでは、岩崎由美議員の2回目の、2番目の質問にお答えさせていただきます。

ミツバチの関係のネオニコチノイド系の農薬に関するお話ですけども、これについては最近の実はテレビで、テレビの放映で私のほうも知りました。それについては疑いがあるというところでのお話だったと思いますけれども、減少はしているという話がテレビの放映でもあったように覚えてございます。

農薬の使用方法につきましても、町といたしましては、使用に当たっては農薬のラベル、裏に張ってあります適用表を遵守し、適正な使用をしているというところで、続けてまいりたいと思っておりますが、今のところまだ認可をいただいているものでもございますので、適正な使用で続けていきたいというふうには考えてございます。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

（企画財政課長 佐々木眞理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、岩崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、基本構想でございますけれども、先ほどお話ありましたとおり、地方自治法の改正によりまして策定義務というのはなくなっております。しかしながら、町といたしましては、町の方向性を示すものですので、こちらについては条例等をつくりまして策定する方向で進めていきたい、これが今年度の準備ということで考えてございます。

また、先ほどお話にありましたP D C Aサイクルにつきましては、確かにこれまで町が進めている事業等については、計画だけつくりましてなかなか検証がされていないということがあります。これについてはしっかりと何らかの形で取り組めればいいなと思っているところでございますし、何らかの方法を考えていきたいと思っております。

それから、基本構想・基本計画をつくるに当たっての課題ということでございますけれども、このご質問をいただくに当たりまして、過去の議会資料等も拝見させていただきました。過去には相当の町民の方も参加していただいて、自分たちのものとしてつくっているという経緯があったように感じてございます。

しかしながら、最近ではパブコメとかそういった形でやりますと、なかなか意見が上がってこないという現状がございます。やはり先ほども申しましたけれども、今の人口減少とかを踏まえまして、これから先の八丈島、どうつくっていくのか、八丈島の未来図をどう描くかというのが大変重要なことだと思っております。

ですので、課題といたしましては、いかに住民の方を巻き込んでいくか、特に若い世代。若い世代が将来の八丈島をどう描いていくかが大事だと思っておりますので、なるべく多くの住民の方に参加していただけるよう考えていきたいと思っております。そこが課題だと思っております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。

農薬に関しては、私もちょっと勉強しちゃいまして、そのネオニコチノイド系の5種類、見ました。中にはネオニコチノイドでも比較的毒性の低いものがあったり、高いものがあったり、それなんですけれども、みんな書いてあることを守って使って、使っていて病気になってしまった。裁判で訴訟が起きるくらいだから、そういうこともちゃんと調べられてやっているんだと思います。

実際にはまだそんなに長く、ラウンドアップとか使っていないかもしれないし、使う人によって頻度が変わってくるかもしれない。なので、単純には言えないんですけれども、でき

ればこの町がやっている担い手センターなどでは、もうそれを使わないというような検証の意味も含めて、非グリホサート系の農薬もあると思いますので、それにぜひ切りかえるような施策づくりをしていただけるかどうか、ちょっと教えてください。

農薬の説明書を全部チェックしました。町が使っている農薬の。その中には魚毒性があるものだとか、蚕に影響があるものだとか、そういうものがたくさんありました。まず、その農薬、本当にうまく使えば農業のために有効な部分もたくさんあると思いますけれども、だんだんそういった問題が起きている中で、さきのラウンドアップみたいなものに対してはどう対処するのか。

それともう一つ、東京都の島しょ農林水産総合センターのほうでは、やはり農薬に頼らない農業、例えば八丈フルーツレモンのつくり方とか、あとマイマイガの天敵を増やす方法とか、そういうものについて研究しているんですね。なので、ぜひそういうところと協働しながら、せっかく担い手研修センターでやることでもありますので、今後の農業を見据えて、そういった農薬に頼らない農業についても研修していただきたいんですけども、それはいかがでしょうか。

そういうことで、農薬に関しての再々質問は2点です。

もう一つ、今、眞理課長にお答えいただきました、課題ということで、若い世代に入っていくと、大変それはすばらしいです。結構昔はみんな、そういったいろんなエネルギーを持って町の町政に参加してきたんだけど、最近はアンケートをとってもなかなかアンケートを書いてくれないと、そういう感じを私も受けています。

ただ、まち・ひと・しごと、あの報告書をつくるときにも結構みんな意見を言ったし、そういう若い人材を活用していくということも大事なんですけれども、ここで一つ課題が出てくると思うのは、そういうものをつくるときにファシリテーターになったり、コーディネーターになったりする人材がいらないんですね。

だから、いろんな意見があってもそれをうまくまとめて、うまく施策に生かせる計画づくりがなかなか難しいんじゃないかというところで、ぜひこのファシリテーター、コーディネーター、外部の、コンサルはだめだけれども、そういう各地でいろんな活動をしている人を招聘するというのも一つであろうと思いますし、町の中にやはりそういうファシリテーター、コーディネーターができる人材をつくらなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。これで再々質問で終わります。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

(産業観光課長 沖山 昇君 登壇)

○産業観光課長(沖山 昇君) それでは、岩崎由美議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

1つ目は、除草剤の関係の別の農薬というか、除草剤があるかどうかということですが、今やはりラウンドアップ、研修センターのほうでも使わせていただいております。適正な使用をしているところがございますけれども、ほかにも除草剤、何種類かあるとも聞いておりますので、そこら辺のところ、また調べまして、同様の効果があるかどうか、そこら辺も踏まえて相談をしていきたいと、考えていきたいと思っております。

それから、担い手の研修センターのほうでの農薬に頼らないものというところなんですが、担い手育成研修センターにつきましては、一応農薬のほうも使用しておりますが、一応指導に当たっては島しょ農林水産総合センターの指導員の方も入っていただいて、いろんな相談、それから指導のほうをしていただいております。その中で、そういったものがより効果的にあるようなものがありましたら、またそこで指導いただきながら検討させていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(土屋 博君) 企画財政課長。

(企画財政課長 佐々木真理君 登壇)

○企画財政課長(佐々木真理君) それでは、再々質問にお答えしたいと思います。

確かに私どもも今、会議幾つかやっておりますけれども、なかなか意見は出さずだけれども、最終的にまとまり切らないというのがございまして、確かにおっしゃるとおり、ファシリテーター、コーディネーターの必要性は感じているところでございます。今ご意見としていただきましたので、これにつきましては、来年度からスタートするとありますので、ぜひ検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇ 浅 沼 憲 春 君

○議長(土屋 博君) 続きまして、2番、浅沼憲春君。

(2番 浅沼憲春君 登壇)

○2番(浅沼憲春君) 私からは2つほど質問させていただきます。

まず初めに、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーにつきまして、取り組みについてを一つ、2つ目はこの夏増加したインバウンドへの対策についてを質問いたします。
では、東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーの取り組みについてを。

まず、6月の議会においてオリンピック・パラリンピックの聖火リレーの誘致について質問いたしましたが、7月20日に東京諸島議員研究会で東京都に要望活動を行った際、東京オリンピック・パラリンピックの潮田準備局長から、伊豆諸島と小笠原諸島でも聖火リレーを行いたいとの回答を得られました。

なお、聖火の輸送方法などいろいろな問題があり、具体的なことは今後考えていきますという発言がありました。

八丈町にも聖火が来るということは現実味を帯びてまいりました。この機会を八丈町としても、フリージアまつりや産業祭のようなイベントを開催して、聖火を迎え入れるよう提言いたしたいと思います。八丈町はどのような取り組みを考えているのか、回答をお願いいたします。

2つ目、この夏増加したインバウンドへの対策についてですが、この夏は多くの外国人観光客が八丈に来島されました。私が知っている外国の方だけでもアメリカ、ロシア、フランス、中国などから来島されました。皆さんが言っていた、共通して言えるのが、外国語表示の不足やバスでの外国語アナウンスなどが観光に不足しているということをおっしゃられました。

なお、国土交通省、事業主体は東京都ですが、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業として、訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備を緊急に進めるため、伊豆・小笠原諸島に5,400万、国費として1,800万で多言語案内標識の製作と漁港環境整備事業補助金による東京都島嶼地域の整備に対する資金として1億9,000万、国費が6,333万円で、多言語案内標識看板の製作に補助金で支援されているものと思いますが、これらは船客待合所周辺に整備されるものであり、島内ではほかにも外国の方が訪れる観光地や名所旧跡にも外国語で案内できるよう、対応するべきときが来ているのではないのでしょうか。

来島が増加している外国の方々の減少を招きかねないおそれがあるので、早急な対策も考えるべきではないかと思えます。ご回答のほうよろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 本件の発言の要旨は、1番、2番、産業観光課主幹並びに、兼務しております教育課主幹をお願いいたします。ご答弁願います。

（産業観光課主幹兼教育課主幹 笹本博仁君 登壇）

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） それでは回答させていただきます。

まず、聖火リレーの実施につきましては、正式に決定を受けてございませんので、実施する前提で回答させていただきます。

オリンピック・パラリンピックの聖火リレーで、町はどのような取り組みを考えているかということでございますが、現在、具体的な取り組みは、イベント等は考えてございません。説明会の資料の中には、セレモニーの種類も記載されております。それぞれ基本プログラムがございまして、コース設定や内容でセレモニーも変わってまいります。今後、東京都、実行委員会等と調整をしまして検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、インバウンドへの対応策について回答をいたします。

現在、多言語案内標識につきましては、主な観光施設等に21カ所設置してございます。そのほか、ここ数年におきましては、新設、更新する案内板につきましては英語表記を実施してございます。また、英語版の観光マップの作成、昨年度観光協会において、観光協会、空港、底土船客待合所に多言語対応タッチパネルの整備を実施してございます。

言われるとおり、今後も外国人観光客の増加が期待できると考えておりますので、インバウンド対応策には引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 2番。

（2番 浅沼憲春君 登壇）

○2番（浅沼憲春君） 聖火リレーのほうのことなんですが、先ほど東京都で要望を行ったときに、その潮田準備局長のほうから、東京都内を15日間でリレーするとなると、伊豆諸島、小笠原諸島に時間をかけることはできないので、短時間でのリレーを想定しているというようなことをおっしゃったと思います。

八丈町でリレーを行うときにも、先ほどちょっとお話がありましたが、やはり歓迎のイベント等を行えば観光客の呼び込みにも一役買うのではないのでしょうか。また、そうなれば観光従事者などが期待していると思われれます。そのリレーだけを走るのではなく、リレーで島の経済効果を生み出すことも考えるべきではないのでしょうか。これはまだ正式ということではありませんので、要望といたします。まず間違いなく来るとは思いますけれども。

続きまして、インバウンド対策ですが、以前からインバウンド対策の話は出ているものの、進捗していないような気がいたします。多言語案内標識だけではインバウンドの増加対策には不足しており、後手後手にならぬよう早目に着手していただきたい。

最近のインバウンドは、都会より地方を好むインバウンドの方も増加しておりますので、

島ならではのおもてなしや、会話が難しいのであれば表示で対応すれば喜ばれるのではないのでしょうか。空港や港はもちろん、宿泊、観光施設や飲食店を取り込んで、宿泊施設では避難口や宿泊のルールを、観光施設では展示物への多言語表示を、飲食店ではメニュー等に多言語表示を、各団体や各協会にも多言語表示をお願いするなり、また国際交流員のマンタスさんにも、インバウンドのほうから何か不便なことがあったら協力していただき、町に積極的に協力していただくべきではないでしょうか。以上、要望といたします。

○議長（土屋 博君） 2番に伺います。

1番も要望、2番も要望でいいですか。

（浅沼議員「はい」の声あり）

◇ 山 下 巧 君

○議長（土屋 博君） 次に、4番、山下 巧君。

（4番 山下 巧君 登壇）

○4番（山下 巧君） それでは、大きく3点質問いたします。

1点目は観光PRスタッフの充実、2点目は高齢者が元気で楽しめる島を目指す、3番目に宇喜多秀家公の住居跡の看板について。

まず1番目、近年八丈島を訪れる観光客の増加は、再び離島ブームをほうふつする予感さえしております。メディアへの露出度ときめ細かな情報の発信は、特にプレミアムつき旅行商品券しまぼの強力な後押しとなり、功をなしていると考えております。このような補助事業については期間限定ですが、この機会に島の歴史、伝統文化、スポーツの受け入れ態勢を整備しつつ、今後につなげていかななくてはいけないと思います。

まず、年間数多く行われている島内外のイベントのPRを充実させるためにも、現在の単年度のミス八丈島のほかに、専門知識を持ったミス黄八丈、八丈観光大使など、数年間継続して活躍していただけるスタッフの育成はできないでしょうか。

次に、富士グラウンドにあるゲートボール、グラウンドゴルフの建屋は、15名程度でいっぱいになり手狭になっております。物置と兼用になっているため、競技用具を収納するプレハブの倉庫を建てることで、競技のないときは住民やゲストが交流する憩いの場として使えるよう、空調を入れて気軽に利用できるようにしていただきたい。

次に、宇喜多秀家公の史跡めぐりは、民間が屋敷を開放し、その協力に甘んじておりますけれども、住居跡から旧道を通り墓所へ行くコースと、逆に墓所から住居跡への道しるべ、

標記看板の設置はできないか。迷った観光客が近隣の住民から頻繁に案内してもらっていると、そういった状況です。

- 議長（土屋 博君） 本件につきましては、1番、2番、3番とも産業関係あるいは教育関係でございますので、産業観光課主幹兼教育課主幹、ご答弁願います。

（産業観光課主幹兼教育課主幹 笹本博仁君 登壇）

- 産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） それでは回答させていただきます。

まず、観光PRスタッフについて回答させていただきます。

現在、島内外のイベントに協力していただいている方としましては、ミス八丈島、元ミス八丈島、観光協会で委嘱している八丈島ふるさと観光大使、八高の卒業生、事業者など多岐にわたってございます。組織化はされておきませんが、その都度連絡をとって協力をいただいている状況でございます。

継続して活躍していただけるスタッフの育成はできないかということでございますが、町といたしましても、観光PRスタッフの確保、育成は課題となっており、充実していきたいと考えております。ミス八丈島などは継続して協力していただけるようお願いはしておりますが、難しい状況もございます。協力していただける方につきましては、情報提供をしていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、富士ゲートボール場、宇喜多秀家公住居跡地の看板について回答いたします。

富士ゲートボールの建屋の関係でございますが、この夏も非常に暑い状況もございました。その対策は必要でありますので、空調については前向きに取り組んでまいりたいと考えております。また、倉庫の関係につきましては、利用団体と相談をしながら検討させていただきたいと考えてございます。

続きまして、宇喜多秀家公住居跡旧道の看板につきましては、地権者と相談して設置を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

- 議長（土屋 博君） 4番。

（4番 山下 巧君 登壇）

- 4番（山下 巧君） 回答ありがとうございます。

まず、ミス八丈島ですけれども、今回2年目ということで、私、一瞬喜びました。というのは、やはり今までの経験が翌年使えるということで、ミス八丈さんも自信を持って参加するというので、大変うれしいというふうに思っております。

というのは、バイトで集めたりした、現地採用とかで以前島のことを知らない人が黄八丈を着て歩いてPR活動になっているという、お客さんからの質問があったときに答えられない。最悪なのは、私バイトですからと。そうなってくると、これはもう最悪ですね。ぜひ専門的な知識を持った人、先ほどの元ミス八丈とか、島おこし協力隊、あるいは観光協会の職員、そういった方たちの経験を生かしたスタッフを育成していただきたいなというふうに思います。

それと、富士グラウンドのほうは、やはり倉庫と空調が検討していただけるということで、ありがとうございます。

それと、宇喜多秀家のほうは、観光客の目線で考えますと、当然観光で通るコースというのはおのずからわかるものですから、その辺は今後も、どこの観光施設もそうですけれども、観光客の目線でどういうふうに動いたらいいのかというのを考えていただきたいなというふうに思います。これはもう、これで要望となります。ありがとうございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（山下議員「はい」の声あり）

◇ 菊 池 睦 男 君

○議長（土屋 博君） 次に、7番、菊池睦男君。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君） 今議会、最後の質問になります。したがってこの場では、やると言ったこと、あるいは進捗状況についてのお尋ねをするものです。

まず1つ目ですが、歴史文化基本構想についてです。

歴史民俗資料館の一時移転も済んで、新しい民俗資料館の建築が待たれるところです。ところで、この問題を整理する上で大事なことは、歴史文化基本構想を策定し、その一環として歴史民俗資料館の位置づけ、役割、あり方の検討が必要ではないかという質問をいたしました。ちょうどこれは今年の第三定でした。

そうしましたところ、教育課長は、歴史文化基本構想は大きな課題であり、平成31年に着手するが、その前の30年度に八丈町文化財保全活用計画をつくり、資料館の活用を考えると答弁いたしました。ところが、八丈町は平成30年3月議会で、予算の関係上から歴史文化基本構想の実現を後退させるようであります。いつの時点で具体化するのか、お尋ねいたします。

2番目、入学準備金、入学前の支給について。

この件に関しては、町長は、入学準備金は30年度補正で組んで、31年度実施という2段階で考えていく、来年度から実施してまいりますと答弁しています。予算化するのはいつですか。今議会では予算提案がありません。そうすると当然12月議会になるのでしょうか。

3番目、公民館の使用基準等の改正について。

ことしの一定の諸議論の中で、執行部は減免基準の大幅な見直しを図る改正案を提案いたしました。しかしながら、この件に関して私は公民館の設置理念、憲法16条という基本的な考え方、利用者の声を聞くことが大事、特定団体の利用過多で競合する不都合はなど質問いたしました。

町長は、住民と大いに議論を重ねて、減免制度を精査してまいりたいと答弁いたしました。進展の様子はどうか。その後、広報折り込みにて、住民説明会の折り込みビラが入っていました。町長が言うように、大いに議論を重ねてやっていてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

（教育課長 高橋太志君 登壇）

○教育課長（高橋太志君） 7番、菊池睦男議員の質問についてご回答いたします。

歴史文化基本構想はいつの時点で具体化するのかにつきましては、文化財保護活用計画策定は、予算面だけでなく、活用計画内で最も重要な位置づけとなる新歴史民俗資料館の開館を鑑み、平成30年度における計画の策定を見合わせたところです。

またさらには、平成30年の第196回国会におきまして、文化財保護法の一部を改正する法律が成立しました。当法律は平成31年4月1日から施行されることになりました。改正の主な内容の一つとしては、都道府県による文化財保存活用大綱の策定について定めるとともに、町が見合わせた文化財保存活用計画に当たる文化財保存活用地域計画の認定制度が設けられました。

地域計画策定の流れは、国が指針を作成、その後都道府県が大綱の策定を行い、それを受けて市町村が地域計画を策定することになります。地域計画策定につきましては、新歴史民俗資料館開館と国・東京都の動向を注視しながら進めるべきであると考えておりますので、新歴史民俗資料館開館前後に改めて策定を検討させていただきたいと思っております。

続きまして、入学準備金の入学前支給につきましては、今年度の新入学者に対しての支給は国単価並みに支給額を増額しまして、既に7月に支給をいたしました。

来年度の新入学者においては、ことし12月上旬から年末を目途に申請の受け付けを行い、1月に判定、対象者に結果を通知し、必要書類を提出していただき、その後、支出事務を経て3月上旬までに支給をする予定です。予算化につきましては、今年度の支給者数と来年度入学者数の概算から必要な予算額を算出し、不足が見込まれる場合、12月補正に計上させていただきますと考えております。

続きまして、公民館の使用基準等の改正につきましては、平成30年第一回議会定例会におきまして、過去の公民館利用団体を集計し、利用団体に関連する庁舎の部署に展開し、減免範囲を再度精査、その上で利用者の声をお聞きし、運用を検討したい旨をご回答させていただきました。

現在、庁内での検討が終わりましたので、先ほど睦男議員もおっしゃっていたように、9月26日から10月4日にかけて、地域ごとに住民説明会を開催して利用者の声をお聞きしたいと考えております。こちら町広報の9月号の折り込みで住民の皆さんに開催の周知をしたところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（土屋 博君） 7番。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君） 歴史文化基本構想についてですが、従来、課長は30年度、今年度に八丈町文化財保全活用計画をつくると。そして、31年度、歴史文化基本構想を、その上にとつて基本構想をつくるというような、そういうお話だったんですね。したがって、新しい法律ができてというような話だったんですけども、文化財保全活用計画をつくると、そしてその前年度、今年度中に歴史文化基本構想をつくって、そして新しい歴史民俗資料館について考えていくというお話だったんです。

ところが、今のようなお話ですと、歴史文化基本構想から、それから民俗資料館をつくるという話ではなくて、民俗資料館をつくるという、そういう基本構想をつくって、そしてそれを民俗資料館にも役立てていくという話が、これが本当の話だろうというふうに思うんですね。だって、歴史民俗資料館は民俗資料館で独自に先行してやりますと。そしてその後、文化基本構想なるものをやっていくということでは、結局そこに時間の上のタイムラグというのが出てくるわけですよ。したがって、町の計画というのは、そういう物事を進めていくという上において、そういう順序がどうも逆の順序になっているんじゃないかというふうに思うわけです。

したがって、その法律の中身がどうなのかは知らないけれども、その法律にかこつけて、歴史文化基本構想というものを後回しにしようというような話なんですね、それは。したがって、そういう点がどうなのかなというふうに思います。

それから、入学準備金については、これはこれでいいとして、3番目の公民館の使用基準のことについてです。

この公民館の設置理念、これは憲法16条に基づいて教育を受ける権利、受けさせる義務というものを自治体側は負っているわけですね。そしてそういうもとに、戦後のあの荒廃を建て直すために、図書館や博物館、そして公民館は無料でスタートした歴史というのがあるわけです。日本の公民館は、公民館の設置運営についてという通達で、平和と民主主義、文化の香り高い人格、産業、政治、地域を豊かにするためと、こういうことが記述されているわけです。したがって、そういう憲法の立場、あるいは設置理念の立場をまず考えなくてはならないということです。

それから2番目に、利用者の声を聞くことが大事だということを私、言っているんですね。したがって、このたび住民説明会を開くということは、それは大いに結構なことです。したがって、そういう中で大いに議論があるでしょう。そういう議論をよく聞いて、町は進めるべきではないかというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

（教育課長 高橋太志君 登壇）

○教育課長（高橋太志君） それでは、7番、菊池睦男議員の再質問にお答えいたします。

まず、歴史民俗資料館を含んだ地域計画の策定なんですけれども、これ地域計画というのは全体計画に当たります。先ほど睦男議員がおっしゃっていた歴史民俗資料館単独の活用計画というところになりますと、今後、新資料館を建設する上で、その歴史民俗資料館単独の計画というのは基本設計に当たる部分だと私ども認識しております。

平成24年度に作成した八丈島歴史民俗資料館基本計画というのがございます。そちらには活用のコンセプトがしっかりと書かれておりますので、既にこれは歴史民俗資料館の移転・整備検討委員会の中で議論しておりますが、この中でもこれから議論しながら、当計画を基盤として基本設計を行いたいと考えております。これがまず歴史民俗資料館のほうです。

その全体計画におきまして、やはり東京都が策定した大綱を受けて、またつくり直しということがなるべくないように、もうちょっと時間をかけて検討したいと考えております。

続きまして、公民館のほうなんですけれども、先ほど陸男議員がおっしゃっていたように、住民の皆様の意見を今度の説明会の中で聞いて、よりよい公民館の運営を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 1時まで休憩したいと思います。

午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午前11時44分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、承認第13号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 書類番号1をお願いいたします。

承認第13号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年7月23日、八丈町長、山下奉也。

2ページおめくりいただいて、横にしてください1ページとなります。

平成30年度八丈町一般会計補正予算。

平成30年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,951万9,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(佐藤真一君) はい。

平成30年7月23日、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明させていただきます。

歳入。

17款1項基金繰入金400万円の増、歳出額に充てるため、財政調整基金を繰り入れます。

歳入合計、補正前70億7,551万9,000円、補正額400万円の増、計70億7,951万9,000円。

下のページをお願いします。

歳出になります。

2款2項企画費166万1,000円の増、平成29年度の事業費確定に伴う返還金です。

3款3項災害救助費86万円の増、本年の西日本豪雨に伴う岡山県倉敷市への職員の旅費となります。

6款1項農林業費165万円の増、えこ・あぐりまーと喫茶コーナーのエアコンが故障したため、その改修工事となります。

11款1項公共土木施設災害復旧費60万円の増、大雨による町道等の復旧費でございます。

14款1項予備費77万1,000円の減。

歳出合計、補正前70億7,551万9,000円、補正額400万円の増、計70億7,951万9,000円。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番(山本忠志君) 7ページの下から2段目のところですが、災害復旧の道路の修繕費という、樫立となっているんですが、これ、場所はどちらですか。

○議長(土屋 博君) 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐(八洲 進君) 樫立の場所でございますが、消防団詰め所に観光バスがとまります。観光バスをおりて、服部屋敷に行く認定外町道がありまして、その道路が崩れましたので、それを復旧いたしました。

(山本議員「ありがとうございました」の声あり)

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第13号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、承認第14号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） ただいまの次になります。

承認第14号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月6日、八丈町長、山下奉也。

2ページおめくりいただいて、横になります。

平成30年度八丈町一般会計補正予算。

平成30年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,151万9,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(佐藤真一君) はい。

平成30年8月6日、八丈町長、山下奉也。

同じく6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明させていただきます。

歳入について。

17款1項基金繰入金200万円の増、歳出額に充てるため、財政調整基金を繰り入れます。

歳入合計、補正前70億7,951万9,000円、補正額200万円の増、計70億8,151万9,000円。

下のページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項総務管理費210万2,000円の増、8月以降の台風接近に伴う自主避難所等への配備職員の超過勤務手当で増となります。

その下、11款1項公共土木施設災害復旧費42万7,000円の増、台風により破損した南原スポーツ公園野球場防球ネット災害復旧修繕料で増となります。

14款1項予備費52万9,000円の減。

ということで、歳出合計、補正前70億7,951万9,000円、補正額200万円の増、計70億8,151万9,000円。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番(奥山博文君) 10番。

これ、単純な質問なんですけれども、この同じ一般会計補正予算が2つ出ていますよね。

13号、14号と。これ、一緒にはできなかったんですか。

○議長(土屋 博君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(佐藤真一君) 専決処分書のページをおめくりいただきたいんですが、片方、先ほどのやつが7月23日付、この後ろのほうは8月6日付ということで、それぞれその

事項によりまして、時期によりまして専決処分しなくてはいけない事項が発生したということ
とで、一緒にはできなかったということでございます。

(奥山(博)議員「はい、わかりました」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第8、承認第14号 専決処分事項の報告
及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第9、同意第3号 八丈町教育委員会教育長の任命の同
意についてを上程いたします。

審議に入る前に、本件の当事者であります佐藤 誠君の退席を求めます。

(教育長 佐藤 誠君退席)

○議長(土屋 博君) 説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) それでは、書類番号2番をお願いいたします。

同意第3号 八丈町教育委員会教育長の任命の同意について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

ページをおめくりください。

八丈町教育委員会教育長の任命の同意について。

下記の者を八丈町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関
する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、東京都八丈島八丈町中之郷1650番地、氏名、佐藤 誠、昭和25年7月15日生まれ、68歳でございます。

説明。

八丈町教育委員会教育長佐藤 誠氏が平成30年10月6日で任期満了となるので、任命するものである。

裏面、略歴がございますけれども、現職ということで省略をさせていただきます。

平成27年度より教育関係の法律の改正がありまして、教育長の任期が3年となっております。ということで今回、3年目を、任期満了になりますので、また3年ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、同意第3号 八丈町教育委員会教育長の任命の同意については、原案どおり同意いたしました。

佐藤 誠君の復席を求めます。

（教育長 佐藤 誠君復席）

○議長（土屋 博君） ただいま教育長の任命の同意を得られました佐藤 誠君より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

はい、どうぞ。

○教育長（佐藤 誠君） 皆さん、こんにちは。

先ほどは教育長の任命の同意、ありがとうございました。

皆様の期待に応えられますように、これからの八丈町の教育行政、しっかりと進めてまい

る所存でございます。

しかし、学校教育、社会教育ともに、これからよりよくしていくためには、まだまだいろいろな課題を抱えてございます。その課題解決のために、町行政、また町議会の議員の皆様のご理解とご協力もいただくことが必須でございます。課題解決のために、教育課の職員と一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、同意第4号 八丈町教育委員会委員の任命の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

同意第4号 八丈町教育委員会委員の任命の同意について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

ページをおめくりください。

八丈町教育委員会委員の任命の同意について。

下記の者を八丈町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、東京都八丈島八丈町大賀郷4229番地3、氏名、茂手木 清、昭和23年11月2日生まれ、69歳でございます。

説明。

八丈町教育委員会委員茂手木 清氏が、平成30年10月9日で任期満了となるので、任命するものである。

ということで、こちらも現職でございますので、裏面の略歴は省略をさせていただきます。教育委員会の教育委員に関しましては、従来どおり4年の任期ということになります。今回の任期満了で次の4年ということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第10、同意第4号 八丈町教育委員会委員の任命の同意については、原案どおり同意いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第11、議案第49号 平成30年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(佐藤真一君) 書類番号3番をお願いいたします。

1ページをお開きください。

議案第49号 平成30年度八丈町一般会計補正予算。

平成30年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,547万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,699万1,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(佐藤真一君) はい。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正。

4款2項清掃費、新クリーンセンター建設総合支援業務委託の総額及び年割額の変更です。総額8,934万8,000円を、事業費の減に伴い、8,532万円とし、また委託料の支払いの一部

が後年度にずれ込むため、30年度の年割額を3,121万4,000円に、31年度は3,975万5,000円に、32年度は1,435万1,000円に変更いたします。

その下の行、8款4項住宅費、中道団地F棟建設事業の総額及び年割額の変更は、総額2億8,694万2,000円を事業費の減に伴い、2億5,367万1,000円に、30年度の年割額を1億8,457万1,000円に変更いたします。

その下、中道団地G棟建設事業の総額に変更はございませんが、年度ごとの支払い額を、30年度6,050万円を6,360万8,000円に、31年度9,133万9,000円を8,823万1,000円に変更いたします。

続きまして、その下、第3表、地方債補正、変更でございます。

公営住宅建設事業は、事業費の減に伴い、起債限度額1億2,000万円を1億1,000万円に変更いたします。

その下、臨時財政対策債については、発行限度額の確定により起債限度額1億5,700万円を1億6,417万4,000円に変更するものです。

これらの変更により、起債総額は、4億5,960万円から4億5,677万4,000円になります。

起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

8ページお願いいたします。

歳入歳出とも補正額で説明させていただきます。款と項が同数値の場合、項の数値で説明させていただきます。

歳入。

8款1項地方特例交付金24万9,000円の増、地方特例交付金の額の確定によるものです。

9款1項地方交付税2億7,864万1,000円の増、当初、19億2,000万円を計上しておりました普通交付税が、21億9,864万1,000円となり、増となります。

12款1項使用料45万円の増、歴史民俗資料館入館料は8月中旬で約1,200名の実績があり、今後の見込みを含めて増となります。

13款国庫支出金287万5,000円の減、1項国庫負担金7万4,000円の減、自立支援給付事業、施設入所支援費負担金が減となります。

2項国庫補助金280万1,000円の減、1目の総務費の国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金は、都を経由しての補助となりますが、都の指示により、下の都補助金からの組み替えで87万7,000円の増となります。

2目の民生費国庫補助金の117万5,000円増は、ちょんこめ会の30周年記念事業、第九コン

サートをおじゃれホールで開催する事業への補助金で増となります。

次のページ、下のページ、5目土木費国庫補助金は、住宅事業費には本来45%の補助のところ、国の財政状況により13.9%となり、485万3,000円の減となります。

14款都支出金1,257万5,000円の減、1項都負担金3万7,000円の減、都分の自立支援給付費負担金の減です。

2項都補助金1,343万8,000円の減、1目の総務費都補助金87万7,000円減は、先ほど申し上げた国庫補助金への組み替えです。

2目民生費都補助金は、ちょんこめ第九コンサートへの都の補助金で増となるものの、障害者日中活動系サービス推進事業フェニックス分は実績見込み等により減となります。

その下、3目の衛生費都補助金26万6,000円の増は、新規で歳出にも計上してございます島しょ地域医療従事者確保事業、1人4万円掛ける10人の看護師現地視察事業への3分の2の補助金となります。

その下、5目の農林水産業費都補助金は、共撰共販の鉄骨ハウス、パイプハウスへの山村離島振興施設整備事業費補助金は減ですが、コンテナ等の購入や農協女性部への乾燥機購入補助金は増。また、ストップ遊休農地の、農地の創出・再生支援事業費補助金は620万円の増となります。

その下、7目の土木費都補助金、こちら公営住宅整備事業費の減に伴い、補助金も減となります。

9目教育費都補助金は、全ての小・中学校への防犯設備整備費補助金、2分の1の補助金ということで増となります。

次のページをお願いいたします。3項委託金90万円の増、小学校費委託金のプログラミング教育推進校事業は新規事業で100万円の増となります。

その下、15款1項財産運用収入33万円の減、職員住宅貸付収入が減です。

17款繰入金3億2,436万5,000円の減、1項基金繰入金3億3,900万円の減。2目から5目まで、普通交付税等の収入補正により各基金へ繰り戻します。

その下、2項特別会計繰入金1,463万5,000円の増、平成29年度の特別会計の決算状況により剰余金を繰り入れます。

次のページ、18款1項繰越金1億811万6,000円の増、こちらは平成29年度の一般会計の決算による剰余金となります。

19款4項雑入98万7,000円の増、建物災害共済金等が増となります。

20款 1項町債282万6,000円の減、事業費の減に伴い、住宅債は減ですが、臨時財政対策債は増となります。

歳入合計、補正前70億8,151万9,000円、補正額4,547万2,000円の増、計71億2,699万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出となります。

1款 1項議会費78万9,000円の減、議会事務局用自動車の入札差金で減です。

2款総務費494万9,000円の増、1項総務管理費444万6,000円の増、1目一般管理費は職員住宅ブロック塀一部撤去委託料で27万の増。その下、5目1番下の19節の負担金で計上している労働安全規則特別教育受講負担金は、労働安全規則により町が職員に業務として機器を取り扱わせるための受講費であり、総務費以降も計上してございます。町全体でチェーンソー48名、草刈り機47名が受講予定でございます。7目災害対策費で罹災証明発行システム連携データ構築委託料97万2,000円の増。次のページ、10目の諸費で350万円の増、税収入還付金でございます。

2項企画費50万3,000円の増、消火器購入費等で増となります。

3款民生費937万4,000円の増、1項社会福祉費887万5,000円の増。

次のページをお願いいたします。

28節の繰出金は包括支援センターのシステム導入委託料等で769万1,000円の増となります。

5目障害者福祉費は歳入項目でも計上しましたが、ちょんこめ会30周年第九コンサート補助金で235万円の増、障害者日中活動系サービス推進事業補助金は、対象者数の1名減及び障害者雇用加算のポイント減によりフェニックスの207万2,000円の減。なお、20節扶助費は増減がないため計上しておりませんが、歳入でも申し上げました施設入所者支援給付費14万8,000円の減と、計上していませんが、重度障害者・心身障害者タクシー利用助成費の14万8,000円プラスということで、その増減を組み替えてございます。

その下、2項児童福祉費49万9,000円の増、6目のところで八重根児童遊園地放置車両撤去委託料や、稲葉児童遊園地ブランコ撤去委託料等で増となります。

4款衛生費157万円の減、1項保健衛生費565万2,000円の増、1目の保健福祉センターブロック塀改修工事費の増、その下、歳入でも触れた島しょ地域医療従事者確保事業補助金が増となります。また、5目環境衛生費で垂戸公衆便所引込電源改修工事費が増、6目温泉施設管理費でやすらぎの湯浴槽改修工事費が増となります。

2項清掃費722万2,000円の減、2目じん芥処理費のコンポスト容器代は増となりますが、次のページをお願いいたします。継続費のところでは申し上げた新クリーンセンター建設総合支援委託料の支払いが今年度にずれ込むため、こちらは171万6,000円の減となります。3目し尿処理費は、汚泥センターに係る無停電電源装置交換委託料等が増となります。

5款1項労働諸費611万5,000円の増、人件費等で増です。

次のページ、6款農林水産業費167万8,000円の増、1項農林業費714万2,000円の増、8目農政推進対策事業費でストップ遊休農地の補助金が増となります。10目林業費で森林環境税説明会の旅費が増となります。

次のページをお願いいたします。3項振興費546万4,000円の減、山村離島振興施設整備事業費補助金の項目中、ハウス関係は1,000万の減でございますが、共撰共販用のコンテナやトラクター購入費等は315万円の増、農協女性部の乾燥機購入費も180万円ほどの増となります。

7款1項商工費915万4,000円の増、5目のふるさと村管理費で、古民家図面作成委託料で50万の増、その下、古民家移転補償費で730万の増を計上しております。

次のページ、8款土木費638万6,000円の減、1項道路橋梁費は1,380万4,000円の増、1目の道路橋梁総務費の労働安全規則特別教育委託料70万円は町全体分として計上してございます。3目道路新設改良費、町道の工事請負費が増となります。4目の橋梁維持費は、八木沢橋点検調査委託料で420万円の増。

2項河川費12万3,000円の増。

4項住宅費2,031万3,000円の減、1目住宅管理費は住宅の修繕料や富士見団地給水ポンプ改修工事費等で増となりますが、次のページをお願いいたします。2目公営住宅建設費は工事請負費の減により2,569万9,000円の減となります。

9款1項消防費1,742万1,000円の増、4目防災無線施設管理費で、防災無線デジタル化実施設計委託料で1,632万4,000円の増。

10款教育費555万9,000円の増、1項教育総務費45万9,000円の増、教職員住宅スロープ設置工事費が40万円の増。

次のページ、2項小学校費409万2,000円の増、1目の学校管理費で防犯カメラ設置委託料や大賀郷小学校ブロック塀撤去及びフェンス等設置設計委託料が50万円の増。また、三原小学校駐車場碎石舗装工事が130万円の増。2目の教育振興費でプログラミング教育推進校事業講師謝礼費や、その消耗品が増となります。

3項中学校費350万9,000円の増、富士中学校体育館扉吊り戸交換設計委託料及びその交換工事費が増となります。

次のページをお願いいたします。

4項学校給食費45万1,000円の増、皮むき機購入費で増となります。

5項社会教育費328万1,000円の減、人件費等で減となります。次のページの7目歴史民俗資料館費は、パンフレットの印刷費等で増となります。

6項保健体育費32万9,000円の増、樫立、中之郷屋内運動場消防設備点検委託料で増となります。

12款1項公債費、増減なし、財源更正でございます。

14款1項予備費3万3,000円の減。

歳出合計、補正前70億8,151万9,000円、補正額4,547万2,000円、計71億2,699万1,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

一般会計補正予算書、歳入、8ページから11ページまでの質疑をお受けいたします。

8ページから11ページまでです。

9番。

○9番（奥山幸子君） すいません、全体のことでよろしいでしょうか。

この行政の文書というのは、みんな元号でなっているんですけども、元号が来年変わるということで、西暦を併記ということはできませんでしょうか。検討なさっていますか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 前回から、元号が変わるということで平成の31以降の数字のお話とか、いろいろ出ています。我々も当然、今度の元号の変更でこういった文書だけではなくて、条例とかそういったところの部分でどういうふうな形で、どのタイミングで変えればい

いendarouというところを、今いろいろ情報収集をしています。やり方によっては西暦にしてしまうというのも一つの方法もあるだろうし、いろんなやり方が、いろんな自治体さん、それからあとこういった行政の文書の専門の業者さんがありますので、そういったところから、ちょっと情報を集めながら今考えようかなというところなので、今の段階でどうするところではないんですが、今情報の収集中ということでご理解願いたいと思っています。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（奥山（幸）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 歳入については質疑を終結いたします。

続いて、歳出12ページ、議会費から17ページの労働費まで質疑をお受けいたします。

12ページから17。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 15ページ。

○議長（土屋 博君） 15ページ。

○10番（奥山博文君） 清掃費ですけれども、ここにはちょっとないんですけれども、伐採木のこと。八形山はもういっぱいだと。それで中之郷もなかなか坂下から持っていくと、結構難しいところがあると。今、有明さん、課長、見に行ったことありますか。行くたび、伐採木が増えているんですけれども、この対策をどうするのか。それは、有明さんとの契約で伐採木まで入っているのかどうかというのが心配なんだよね。世間のうわさでは、有明さんのほうでこれから伐採木を持って来たら料金いただきますみたいな、まあうわさですよ。そういうことはないと思うけれども、そういううわさも立っている。ここももう少ししたら切らなくちゃいけないendarouけれども、これ、どんどん伐採木というのは増えると思うんですよね。今のままじゃ、とてもじゃないが。結構ね、処理費にはお金かけているんですよ。チップ化する、どうのこうのでは。その割には、八形山の木は全然減らない。努力はされているとは思うんだけどね。機械の大きさの問題も。有明さんとの契約上、有明さんが本場で、あれ、処理するのかどうか心配なんですよね。行くたび増えているとみんな言うんですよ。有明に。伐採木が。これ、伐採木の対策、対応をどうするつもりなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ただいまのご質問で、伐採木、有明さんですか。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 全協でも言ったけれども、有明さんにあるって。有明の施設に1回見に行った方がいいですよ。行くたびに、あれが増えていっているから。あれ、どうするつもりなのか。だって捨てる場所がないんだもん。あれ、八形山、ロープ張ったままでしょう、今。取ったかどうか知らんけれども、取りましたと言っても、すぐロープを張る。いっぱいになるから。この伐採木に対する対応、対策をどうするのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） はい。

（奥山（博）議員「有明です」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 島外搬出ごみの関係じゃなくてですか。

（奥山（博）議員「だから伐採木だって」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 伐採木は有明さんのほうには持ち込んでいないと思うんですが。

（奥山（博）議員「行ったことあるか。最近」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 最近はちょっと行っていません。

（奥山（博）議員「じゃ、行って見て来ればいい」の声あり）

（「見ているかと言っているから、見ていないと答えれば」の声あり）

（奥山（博）議員「住民が言っているんだもん」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 伐採木ですか。

（奥山（博）議員「はい。枝です」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 今、現在は伐採木に関しては民間の方がチップをやっている場所、あと八形山、あと中之郷埋立処分場という3カ所での、今、住民の方にはご案内しているんですけども。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） だから、それがいっぱいだから、ロープ張るでしょう、八形山に。

（住民課長「はい」の声あり）

○10番（奥山博文君） 捨てられなくなっているから、有明さんに持っていくしかないんですよ。議会が終わったら、これが終わったら1回、行って見て。有明はすごいよ、行くたび、木でいっぱいになっているっていうから。あそこ、土地の広さもあるだろうし、大変なこと

になると思うよ。どういう対策をとるのか、ちょっと聞きたい。どんどん増えているからね。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それは建築廃材……。

（奥山（博）議員「伐採木だって言っている」の声あり）

○議長（土屋 博君） まあ、1回見るようにね。ちょっと現場見て。

（奥山（博）議員「その伐採木の対応をどうしていくのかと。あそこ、すぐロープ、八形山張るじゃん」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 八形山にすぐいっぱいになってロープを張る。それ、チップはしているんだけど、それが追いつかない。それで予算見ていると、どんどん上がっていつているよね。その伐採木に関する費用というのが。前からは。全然あそこ、八形山に運んでも置いておけないというから、いつもロープが張っていて、どうするんだと。坂上へ持って行っても、昔みたいには焼かないから。これから対応をちゃんとしてもらわなくちゃ困るんだけど、これ、どういう考え。ここもすぐ切らなくちゃだよ。すぐいっぱいになるから。八形山の場合は。

○議長（土屋 博君） もうこれを議論しても、現場を見ていないということですから、課長ね、現場を見てでも。

（住民課長「伐採木をどうするか」の声あり）

○議長（土屋 博君） だから、伐採木を基本に。基本だけ言わないと。基本だけを。違うというんだったら、違うとはっきり言えばいい。

住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 伐採木に関しましては、ただいまチップ化している、こちらからでも委託しております民間の会社のほうが、機械故障でちょっと今、休止しているという状態になっています。

（奥山（博）議員「いつからだ」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 4月ぐらいからです。

（奥山（博）議員「今、何月だ」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 今、9月……。

（奥山（博）議員「8月ですよ」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 今、この前……。

(奥山(博)議員「追いつくわけないじゃ。」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) 業者の方にお話しして、今、ただ今、キロ15円でチップ化をしているということをお願いしているんですけども、どうも業者さんのほうといたしましては、採算ベースに合わない、そちらでは不採算部門であるということで、この前聞いた感じではちょっと今、業務を受諾しがたいというような返事は受けております。

○議長(土屋 博君) 10番。

○10番(奥山博文君) だから、どうするのと聞いているの。受諾困難だと向こうが言うんだったら、新しい業者を探すか、町で対応しなくちゃ、どうしようもないじゃ。どうするの、また八形山いっぱいになっちゃいますよ。だから有明に持って行っていると思うんだけど。木は増えていくから、本当に。その対応しないと、向こうは結局、値上げしてくれということでしょう。将来的にも考えていかないと、早急な面で今、考えなくちゃいけないし、将来的にも考えなきゃいけないですよ、どんどんこれ増えていくから。これ、対応してくださいよ。

○議長(土屋 博君) 調査して。じゃ、調査するように。

(奥山(博)議員「えっ」の声あり)

○議長(土屋 博君) 調査するようにして。

(奥山(博)議員「もちろん調査でいいんだけども、早急にやってもらわないと困るんだ」の声あり)

○議長(土屋 博君) もう一度、早急にするかどうか。

住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) 伐採木の関係に関しましては、今後、処理費用をどこまでかけられるのかということも含めまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長(土屋 博君) ほかに。

9番。

○9番(奥山幸子君) 12ページの総務管理費で、職員の研修などで上京する機会はとても多いと思うんですね。あと出張とか。職員の。町役場の職員の。今回、去年の9月から有人離島で航空運賃が下がりましたけれども、全体としてどれぐらい削減できたのか、大体概算できますか。

○議長(土屋 博君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(佐藤真一君) 金額については集計してございませんが、単純にアイキッ

ぶを利用していただくということに、町役場の職員等やっておりますので、1回当たり2,000円、往復で4,000円が減になっているというところでございます。もし回数が同じであれば、大体4,000円減の効果となっております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 1人当たり4,000円削減できた。でも、その回数がわからないと全体像がわからないから、その辺、住民から全体でどれぐらい削減できたのかというお問い合わせがあったので伺っているんですけども。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

（「トータル、トータル」の声あり）

○企画財政課主幹（佐藤真一君） すいません、有人国境離島のアイきっぷの導入から1年たっておりますので、なおかつまだ30年度、今途中ということで、その集計はしてございませんので、ちょっとお答え申し上げられないんですが、先ほど申し上げたように、1回当たり往復で4,000円減という効果は見込まれているということでございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（奥山（幸）議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 総務管理費で職員の問題なんですけれども、障害者の、国の官庁が上乘せして大チョンボやっているんでしょう、民間には何というの、民間から金を払えだなんだと言いながら、自分たちは水増しして、どうのこうの。我が八丈町は2.何%というと、大体5人ぐらい、5、6人使わなくちゃいけない、職員としてね。使用しなくちゃいけないと思うんだけども、どれぐらい、今。パーセントでいうとどれぐらいなのか、人数でどれぐらいなのか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 以前も奥山幸子議員から同様のご質問があってお話しをさせていただきました。町の関係でいくと、目標値は2.5%です。職員の数とすると3人の雇用というふうになります。以前もお答えしたように、今現在、我々、障害者のちゃんと手帳の確認をして、1人対象者がいます。1人なんですけれども、その障害の手帳の級によって換算は2人というふうになっていますので、あと1名足りないという、今、そういった状況です。

（奥山（博）議員「国みたいにならないでよ」の声あり）

（奥山（幸）議員「はい、ちょっといいですか。それに関連」の声あり）

り)

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 町職員は250名ですよ。約ね。それで2.5%で3人って、おかしくないですか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 事業所単位になりますので、1番大きい事業所ということで、このところの事業所になります。病院とか、ほかのところは全部対象外になっちゃいますから、一応我々の、ここの、一般会計とか、そういったところの事業所関係の人数からの2.5%という、そういった計算です。

（奥山（幸）議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか。

9番、いいですか、もう。

（奥山（幸）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 8番。

何度も議会で出ている問題なんです。ごめんなさい、企画費です、出ている問題なんです。今後、移住施策と、例えば空き家対策というのは、今の、このままの状況です。やはり住民の人から、移住施策への積極性、感じられないよねという声をよく聞くんですけども、来年度に向けてどういうことをやっていくか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 移住施策に関しましては、まず、今回から公社で、私ども単独でやっているわけではないんですけども、島しょ振興公社のほうで、そういった移住対策に向けた人材を育てましょうということで動きがございます。そういった中で、職員を今1名派遣して、研修であったりとか、そういったものを今受講されているところでございますし、また、我々だけではなくて、民間からそういう移住対策に関して関心がある方、そういった方もその研修に参加されているところでございます。移住対策として、今申し上げられるのはその程度でございます。

空き家対策につきましては、前々から確かに増えている状況がありますので、今後どうしていかなきゃいけないのかということですが、協議会、前々から一般質問で言われている協議会等も今後検討していきたいとは思っております。

(岩崎議員「はい、結構です」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

先に進みます。

続いて、17ページから23ページの予備費までの質疑をお受けいたします。最後まで。

はい、9番。

○9番(奥山幸子君) 20ページの防災行政無線登録点検委託料というところですか。このデジタル化に向けて、1,600万円ですか。それで、何年かかかって、4年ぐらいでしたか。6億ぐらいかかるということですがけれども、都や国に要望する必要があるという声は10番議員からも出たんですけれども、現状がどうなのかというのを教えてください。

○議長(土屋 博君) 総務課長。

○総務課長(山越 整君) この間の8月17日の全員協議会でご説明したときから、まだ総務省のほうから補助の関係、そういったところのお話が来っていない状態で、当然、今現在、国のほうというのは平成31年度の予算の概算要求の時期というところでもありますから、そのところの査定の段階でどういうふうになっていくかというところでのまた、我々としては情報収集をして財源確保というふうになるかと思えます。

○議長(土屋 博君) ほかに。

9番。

○9番(奥山幸子君) すいません。23ページの公民館費なんですけれども、大賀郷公民館なんですけれども、台風の後、敷地の外側にある植木などが落ちて散在していたということで、ここの公民館は管理人がいらして、それを本来ならばお掃除もしなくちゃいけないんでしょうけれども、高齢化だったり、ご病気だったりしてできない状況でそのままになっているということで、本来は管理人がすべきなんですけれども、町がそういうお掃除をしていたきたいというのが一つと、もう一つ、大賀郷公民館の建物のことなんですけれども、すごく老朽化が進んでいて、階段なんかすごく古くて、剥がれそうになっていて危ないんですよ。ぜひ、改修するというか、改装するというか、それをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。町のお考えを。

○議長(土屋 博君) 教育課長。

○教育課長(高橋太志君) まず、掃除の件につきましては、ちょっと私ども、報告を受けていなかったもので、そういう状態だということがわからなかったもので、そういう報告があれば対応していきたいと思えます。

大賀郷公民館の階段の改修というところは、ちょっとその現場を見ますので、それからどんなような状態かというのを見ていきたいと思います。ただ、大賀郷公民館は将来的には、恐らく都道とかの関係で全体の改修とかも考えて、視野に入れていかなきゃいけないというのがありますので、そういったところも鑑みながら、現場を見て対応したいと思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 大幅な改築をお願いしているのではなくて、階段の部分がとても危険なんです。それを一時的でも直していただきたいということです。

それともう一つ、別の質問でいいでしょうか。

○議長（土屋 博君） はい、どうぞ。

○9番（奥山幸子君） 23ページの資料館についてなんですけれども、資料館が一時移転場所として、支庁の1階のほうでやっているんですけれども、結構人が入っているというので、びっくりしたというか、うれしいなと思っているんですけれども、資料館の展示についてなんです、パネルが多いんですよ。現物ではなくてパネルが多いので、全体見た感じ、とてもすっきりときれいな展示になっているんですけれども、パネルの字も小さいし、パネルが多いと、人は何か読まないと思うんですよね。だから、現物展示の方向で、ちょっと見直していただけないかなと思っています。

教育長、どうですか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらの歴史民俗資料館の一時移転先の展示については、検討委員会の中でも、まず挙げて、その中で、皆さんでこんなのどうだろうという大筋の展示を決めたような形で、今展示しております。

またこれから、検討委員会を開きたいと思いますので、その中で皆さんの住民の意見とか、そういったのを聞きながら展示は変えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 観光客が来て、歴史民俗資料館に行つて見たいと思うのは流人文化だと思つていいんです。八丈の場合は人が収監されているのではなく、島民の方々とまじって普通に暮らしていたというのに、結構びっくりされる方が多いんですけれども、その島の暮らしの実態を感じ取れるような展示、それが大事だと思うんです。カルタの展示なんかもあるんですけれども、カルタはカルタで大事なんですけれども、結構分量が多いような感じがす

るので、やっぱり流人文化の感じ取れるような展示を中心に見直していただきたいなど、すごく思いましたので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

（奥山（幸）議員「要望でいいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 5番です。

ページ数は18ページです。

○議長（土屋 博君） 18ページ。

○5番（山本忠志君） 18ページのふるさと村管理費の件ですが、古民家移転補償費ということとで組まれているんですけども、この計画について時期と場所を教えてくださいませんか。

○議長（土屋 博君） 教育課の主幹。

産業。どっち。

（「産業のほうです」の声あり）

○議長（土屋 博君） 失礼しました。

産業課の主幹。よろしくお願いいたします。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 今回、ふるさと村の古民家の移築の補償費という形で730万円組ませていただきました。三根の在住の方と交渉をしまして、この金額を今回計上させていただきました。今後の予定ということなんですけれども、まずお聞きしましたところ、平面図等一切ございませんで、まずそこを図面を作成してから、移築の設計に移りたいと思っております。この建物自体が、今敷地の一番奥にありまして、木の移築ですとか、その前に母屋もございまして。その取り壊し等もございまして、今、なるべく早くやりたいというのは町の考えではございましてけれども、個人の方のそういった取り壊し等の工事もございまして、所有者の方と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（山本議員「いいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第11、議案第49号 平成30年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第12、議案第50号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(奥山 勉君) それでは、書類番号の4番をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第50号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,668万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,338万3,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長(奥山 勉君) はい。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いします。

まず、歳入でございます。8款繰入金、補正額769万1,000円の増、こちらにつきましては、歳出のほうに出てまいります。現在進めている地域包括支援センターのシステムの導入に伴う委託料等の繰入金でございます。

9款繰越金、補正額3,899万6,000円の増、こちらについては、平成29年度決算によりまして、平成30年度への繰越金でございます。対前年比では991万5,000円ほど多くなっておりま

すが、要因としては、給付費の支出が見込みよりも少なかったということが挙げられます。

以上、歳入合計、補正前の額10億3,669万6,000円、補正額4,668万7,000円の増、合計10億8,338万3,000円です。

下のページをごらんください。

次は歳出でございます。

1 款総務費、補正額が769万1,000円の増、先ほど歳入の部分で触れました地域包括支援センターのシステムの導入に伴う委託料等でございます。

2 款保険給付費、増減なし、こちらにつきましては、予算の組み替えでございます。ここにありますように、特例居宅介護サービス費とは、被保険者が要介護認定の効力が生じる前に緊急に指定居宅サービスを受けたときに支給される費用です。

4 款基金積立金、補正額474万3,000円の増、平成29年度決算による基金への積み立てでございます。平成30年度末での基金積立金の総額は1,553万円になります。

6 款諸支出金、補正額3,425万5,000円の増、こちらにつきましては、決算により国や東京都、また町の負担金が確定したため、歳入として多くもらっている分の返還金等になります。

以上、歳出合計、補正前の額10億3,669万6,000円、補正額4,668万7,000円の増、合計10億8,338万3,000円。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

○議長（土屋 博君） 5 番。

○5 番（山本忠志君） 5 番です。

歳出でも構いませんね。

○議長（土屋 博君） はい、一緒に結構です。

○5 番（山本忠志君） ページ数は8ページなのですが、居宅介護サービス給付費が30万円減の補正で、その下を見ると特例居宅介護サービス給付費が30万円のプラスということで、特例と言っているということは、介護認定を受ける前にやむを得ず緊急措置として介護サービスを受けたという、その費用だと思うんですけども、このようなケースというのは今後、増加傾向にあるのかどうなのか、ちょっとその辺の情報があつたら教えていただきたいんですが。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君）　そうですね、皆さんが、やはり被保険者にはなられている。

ですけれども介護認定は受けていない、ただ容体が急激に変わった場合は、まず、調査員が調査に行きます。そこでいろいろ聞き取りをして、介護認定審査会のほうにかけます。そこで初めて要介護度等が判定されます。ですけれども、その間で、要は効力が、先ほども言いましたが生じない前に、緊急に容体が変更した場合等は、どうしてもこちらのサービスを使わざるを得ないということで、今回、予算の組み替えをしたのも、ここは今後増えるかどうかの見込みというのはかなり難しいところがあるので、そういった場合にはこのような形で、補正で何とかうまく対応していきたいと考えてございます。

○議長（土屋 博君）　5番。

○5番（山本忠志君）　丁寧な説明をありがとうございます。

これは、たまたまそういうケースが発生したという、そういう捉え方でいいわけなんですかね。年々こういうケースが増えていくようだと、ちょっとまた予算の組み方を考えないといけないんじゃないと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（土屋 博君）　もう一度。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君）　そうですね。一応、全く予算をここの特例のほうで組まないということではないんですが、何かあったときのために組んではいるんですけれども、今回もやはり見込みよりも、ちょっとそういった事例が多く発生してしまったということで、補正のほうで対応させていただきました。

○議長（土屋 博君）　ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君）　歳出の7ページなんですけれども、介護認定、今認定の話が出たんですけれども、現場にいる方に、介護認定が厳しくなっているというふうに言われたんですね。例えば、要介護1とか2とかいう人が、2が1になったり、1が要支援になったりすると、今まで車椅子を使っていた人が使えなくなる、借りられなくなる、そういう実態が結構あるそうなんです。介護認定というのは、人がするものですよね。もちろん基準があって、マル・バツとか何かいろいろあって、一人じゃなく、何人もでやっているんでしょうけれども、もっと温かい目で見て、今までのサービスが受けられなくなるような認定ではなく、なるべく利用者さんの立場に立つ認定というのができないかなと何人かに言われたんですね。それともう一つ、福祉健康課の町の職員の方にもっと現場を見てもらいたいという要望も結構い

ただいていますね。だからその上で、そういうことを、国としてはその予算を減らす方向にあるわけじゃないですか。もう膨らみ続けるわけだから、それを減らそうという、対策としてはわかるんですけども、現場の人のことを考えると、何せ、その介護認定というのが結構厳しいなというふうに思うんですね。その辺を、現場を見て、もしそういう事例があったとしたら、対応できるようなお気持ちでいただきたいなと思っております。

お答えできれば。

○議長（土屋 博君） 答弁ね。

（奥山（幸）議員「答弁あればお願いしたいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） できますか。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。今、9番議員のほうからもおっしゃられたように、一応、認定にかかわるものを全国一律で今やっている状況なので、ただ、今おっしゃられたように、現場の声ですよ、こういったものは私どものほうでも、東京都の中でもいろんな集まりもありますので、そういった介護保険の、東京都の介護保険課のほうとかに、いろいろ要望、こういった声もあるということもしっかり伝えていきたいというのがまず一つ。

あと、この間、私も行ったときに、実は町長も別の用件で来られていて、介護保険課長と会われていたらしいんですね。あちらのほうから、八丈さんのほうからいろいろ介護保険についてご要望があるみたいなのということもちょっと触れられましたので、今後も引き続き、その辺はやっていきたいということと、また、職員がやはり一般会計のほうで旅費のちょっと補正があったんですが、あれも一応、高齢福祉係全員が、今、今年度なんですけれども、虐待等に対するそういった研修も、みんなに勉強してもらって、よりよく、やはり現場をしていきたいという考えでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第12、議案第50号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

(「休憩」の声あり)

○議長(土屋 博君) それでは、25分までいかがでしょう。

休憩いたします。

(午後 2時10分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時25分)

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第13、議案第51号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) 黄色い紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第51号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ151万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億932万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成29年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入です。

4繰越金で151万8,000円の増、こちら、内容といたしましては、前年度、平成29年度の繰越金となります。

歳入合計、補正前の額 2 億780万9,000円、補正額151万8,000円、計 2 億932万7,000円。
その下、5 ページ、歳出に移らせていただきます。

5 の諸支出金で151万9,000円、こちら、内容といたしましては、一般会計の操出金分となります。

また、6 予備費で1,000円の減、こちらは予算調整をしてございます。
一番下になります。

歳出合計、補正前の額 2 億780万9,000円、補正額151万8,000円、計 2 億932万7,000円。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第51号 平成30年度八丈町後
期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、議案第52号 平成30年度八丈町国民健康保険特別
会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ピンクの紙の次になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第52号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,401万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億878万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入です。

諸収入1,401万1,000円の増、こちらは予算調整のための雑入となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

歳入合計、補正前の額11億9,477万4,000円、補正額1,401万1,000円の増、計12億878万5,000円。

下の5ページ、歳出に移らせていただきます。

8諸支出金1,401万1,000円の増、こちら、内容といたしましては、実績と見込みによります保険税の還付金が120万円、また、平成29年度実績の確定によります交付金の返還金分で1,281万1,000円ということになってございます。

一番下です。歳出合計、補正前の額11億9,477万4,000円、補正額1,401万1,000円の増、計12億878万5,000円。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番(山本忠志君) 5番です。

国民健康保険税については、資産割と所得割について、比率を今年度から少し変えて、所得割のほうを0.2%増で4.2%、資産割を42%から2%減らして40%ということで、今年度からそういう率でやっていると思うんですけども、これのおかげで、多分、何がしかの増収といますか、増益といますか、あろうかと思うんですが、全国的に見てみますと、資産割を廃止している自治体も結構増えているんですね。資産割はいただきませんと。町でいきなりそういうことも無理かとは思いますが、社会情勢といますか、何となく資産割で国民健康保険税がかかってくるというのが、年配の方にはちょっと過酷なような気がし

ておりまして、そういうことが資産割廃止という傾向につながっているんじゃないかと思うんですが、八丈町の場合、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ただいまの所得割と資産割の関係なんですけれども、確かに町の国保税の関係は4方式ということで所得割、資産割、均等、平等とございます。島嶼の中でも、そこを見直していこうと、資産割を段階的になくしていこうということで取り組んでいくということで、たしか2島の方が今年度から2方式でやっているということはお伺いしました。

当然、こちらのほうも、町といたしましても、今後、資産割は段階的に減らして、将来的には資産割の部分はなくし、3方式でやっていければなと考えてございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第52号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、議案第53号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 水色の紙の次になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第53号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,571万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4 ページをお願いいたします。

歳入です。

まず、歳入でございますけれども、5 繰入金で236万4,000円の減、また、その下にございますが、6 繰越金237万9,000円の増ということで、こちら、繰越金と繰入金がございます。こちら、前年度の繰越金、こちらを浄化槽の特別会計の財源とするために、歳入予算の中で繰入、繰越金を相殺して調整するものでございますので、よろしくをお願いいたします。

下になります。歳入合計、補正前の額9,569万9,000円、補正額1万5,000円の増、計9,571万4,000円。

その下、5 ページ、歳出に移らせていただきます。

1 の総務費で1万5,000円の増、こちら、過年度分の還付金分でございます。また、3 の施設整備費、こちら財源更正となっておりますが、こちら、先ほどの歳入に関係しておりまして財源更正をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

一番下になります。歳出合計、補正前の額9,569万9,000円、補正額1万5,000円の増、計9,571万4,000円。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5 番。

○5 番(山本忠志君) 俺ばかりで申しわけない。

○議長(土屋 博君) どうぞ、どうぞ、遠慮しないで。

○5 番(山本忠志君) 5 番です。

合併浄化槽の八丈島の世帯数に占める比率ですね。ある程度正確なところを教えてくださいなと思うんですけども。

これは、なぜこういうことを聞くかといいますと、つい最近、八丈島出身で福島大学に進学した子がいるんですけども、卒論を書くための資料としてアンケートに答えてくれと来たんですね。テーマはと言ったら、浄化槽のことだということですね。それで僕、知らなくて、恥ずかしい思いをしたもんですから、ちょっと教えていただきたい。実は彼が言うには、大変低いんだそうです。できれば、何で八丈の場合、そういう比率なのかという原因といいますか、どのように受け止めておられるのか、その辺も教えてくださいなと思うんですけども。

○議長（土屋 博君） 住民課長。丁寧に説明してください。

○住民課長（奥山 拓君） 今、合併浄化槽の整備率は約37%という状況になってございます。確かに、こちらは合併浄化槽、なかなか進んでいないところでございますけれども、新築のほうに関しましては、もう建築確認上で合併浄化槽の義務づけが約束されておりますが、なかなか更新となりますと、浄化槽の環境意識というものがまだ若干、宣伝等が少ないのかなと思って反省しているところでございます。その辺がちょっと大きな原因となっているのではないかと分析してございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） すいません、ちょっとしつこいんですけども、他の伊豆・小笠原諸島と比べても、極端に低いんだそうですね。6割以上で未設置だということで、僕はなぜそんな低いと思いますかと聞かれて、お答えに窮してしましまして、やっぱり設置費用が高いこともあるのかな、でも町だって補助はしているわけですよ。でも、なかなかそれが進まないという原因は、これは町民の環境に関する意識の低さということもあるのかなとも思うんですけども、そうすると、これは教育課長の問題なのかなと思うんですけども、ちょっとその辺のところは、課長、どのように、何なんですかね。もうちょっと端的に、なぜこんな低いのかなと、全国から比べると、もっと低いそうです。都からもね。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 合併浄化槽の関係で、いろいろ地理的な条件等もございまして。例えば、敷地はありますけれども、その浄化槽を設置するため、現在の、今の要はため式のものがありますが、そこから移動しなければならないということで、いろいろ配管上のことでも、費用がかさむ原因等ございまして。その辺も大きな原因になっているのかなと思っております。

(山本議員「僕も勉強してみます」の声あり)

○議長(土屋 博君) いいですか。

(山本議員「ありがとうございます」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第15、議案第53号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第16、議案第54号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) それでは、書類番号5をお願いいたします。

1枚めくりまして、水の1ページをお願いします。

議案第54号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。第1条、平成30年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

次のページになります。

企業債。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的でございます。

水道施設整備事業、限度額7,500万円を限度額7,300万円に減額するものでございます。

これにつきましては、今回増額補正いたします鴨川導水管更新工事に係ります都の補助金の増額により起債を減額するものでございます。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水の9ページをお願いします。

平成30年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款水道事業収益、補正額を申し上げます。5,551万4,000円の増でございます。

2 項営業外収益5,551万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、固定資産の減価償却の精査によります長期前受金戻入の増でございます。

3 項特別利益3,000円の増、こちらにつきましては、過年度の損益の修正益でございます。続きまして、支出でございます。

1 款水道事業費用6,060万2,000円の増、1 項営業費用6,085万円の増、こちらは3 目配水及び給水費、漏水等の修理委託の増。

また、次のページになりますけれども、6 目減価償却費、7 目資産減耗費、こちら、どちらにつきましても、先ほど歳入のほうで申し上げました固定資産の減価償却の精査によりまして、有形固定資産減価償却費及び固定資産の除却費の増となります。

2 項営業外費用25万2,000円の減、企業債利息と消費税納付額の減でございます。

3 項特別損失4,000円の増、次のページになりますけれども、過年度の損益の修正損でございます。

続きまして、資本的収入及び支出。

収入のほうでございます。

1 款資本的収入10万円の増。

1 項企業債200万円の減、こちらは、次の都補助金の増によるものでございます。増により減となります。

3 項都支出金210万円の増、こちらは6 月に補正で増額しました鴨川導水管更新工事が都の補助対象として認められたことによるものでございます。

支出でございます。

1 款資本的支出72万7,000円の減、1 項建設改良費72万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、自動車購入の入札差金の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 本当に細かいことで恐縮なんですけれども、水の10ページのチェーンソー講習参加費と出ています。前の一般会計でも出てきたんですけれども、職員がチェーンソーを使えるようになるとか、草刈り機の講習とかありますけれども、実際、企業課の方がこれによってどういう作業をするのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 今言われたように、こちらは一般会計の労働安全規則特別教育受講負担金と同様のものがございます。こちらは3名分の職員の参加費を補正しております。こちらにつきましては、草刈りとかチェーンソーですね、災害等あったときとか、現場に行つてその場で作業して、業者に頼まないでやる場合がございます。そういう場合、それをやらせるほうといたしましては、こういう講習を受けた者をやらせなければいけないということがございますので、こちらに補正で増額しているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

（奥山（幸）議員「災害時ということですか」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） もちろん、災害じゃなくても現場に行つたときに支障物件があつたときにちょこっと、ちょこつと失礼しました、言い方が悪かつたですけれども、やれるようなことができるということで、こちら、講習を受けさせるということでございます。

（奥山（幸）議員「はい、わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今回の国会で水道法が変わつて、要点としては広域化ということと民営化ができるということになっています。

八丈はまさかそんなことはないだろうとは思いますが、民営化などという方向性にはならないかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 水道法に関しましては、恐らくまだ衆議院を通過しただけで、参議院は継続審議ということなので、まだ改正は成立していないということだと思いますけれ

ども、これ、民営化、確かに現状の町の水道事業を民間で受けるというのは大変厳しいと思います。民間側から考えても。ただ、今回の改正ですね、もし、民営化、手を挙げる者がいたとしても、恐らく民営化になったら水道料金が上がるんじゃないかということを心配されていると思いますけれども、今回の改正案につきましては、一応、水道料金を変える場合も、民間業者が設定できるというような形ではありますけれども、完全な民営化というよりは、水道料金の範囲も町が条例で定めた範囲内で設定するとか、町で監督しなきゃいけないとか、完全民営化とかいうような形ではないというふうに解釈しています。それなので、これ、実際成立した後に、手を挙げる者がいるかどうかというところになりますけれども、そういうこともあわせて、全く考えないということではなくて、手を挙げる者がいたとしたら、一部は考えてもいいかなというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 今、水道のほうには災害時のとき、断水になったときの給水車というのは何台ぐらい確保されているのか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 正確な数は申しわけありません、給水車といいますか、給水のタンクですね。1トン入るものですね、うちの車に積めるものがあるんですけども、それを数個用意しているという状況でございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） けど、もう50年ぐらい、議長あたりは知っていると思うけれども、八丈島も地震がありましてね、そのとき給水車で回ったわけですけども、神湊のほうは来ないんですよ。途中で、こっち来い、こっち来いと言って、引っ張られて、神湊だけのけ者にされたということがありましたので、タンク、いざというとき、ないことが本当はいい、大地震がなければ一番いいんですけども、これだけ何か災害、災害と聞くと、心配になりますので、ぜひとも神湊だけはのけ者にしないように、タンクだけ用意しておいてください。お願いします。

○議長（土屋 博君） 総務課長、答弁して。

防災関係のそういうのは考えていないのか。

(奥山(博)議員「町長は知ってるか。町長は小学生ぐらいです」の
声あり)

○議長(土屋 博君) 総務課長。

○総務課長(山越 整君) 近年も、何回か給水タンクで給水という事態がありました。台風
のときに停電をしまして、水道のポンプが使えないというときに、給水のタンクをいろんな
ところに出向いていたりとか、それからあと、給水のポリタンク、普通のポリタンクです
ね、それを各地域、回って配ったりとかということもやっております。さっき水道のほうで、
給水タンク数個というところですけども、我々としても、そういう有事の際にいろんな形
で給水がとまらないような形で対応したいなというところを思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

○議長(土屋 博君) 10番。

○10番(奥山博文君) 結局、小さい災害のときならいいですよ。大きい災害、地震にな
ると、本当に停電もそうだし、水がね、電気ももちろん大変だけれども、水が来ないとい
うのが一番大変なんで、あのときは相当ひどかったみたいで、ぜひとも給水タンクを、無駄に
はしたくはないけれども、富士見に転がっているような状態で置いていますけれども、ぜひ
とも確保だけは、いざというときのためにしておいてください。

お願いします。

○議長(土屋 博君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) なければ先に進みます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第16、議案第54号 平成30年度八丈町水
道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、議案第55号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計補正予算書の次になります。

今回は運の1ページをお願いいたします。

議案第55号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

運の8ページをお願いいたします。

平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

1款自動車運送事業収益79万1,000円の増、3項特別利益79万1,000円の増でございます。

こちらにつきましては、過年度の損益の修正益でございます。

続きまして、支出でございます。

1款自動車運送事業費用372万4,000円の増、1営業費用、同じく372万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、運転手、バスガイド、各1名を増員するための人件費の増でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第55号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第18、議案第56号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) ただいまの一般旅客自動車運送事業会計補正予算の次になります。病の1ページをお願いいたします。

議案第56号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

継続費。第3条、予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

1款資本的支出、1項建設改良費の病院改修事業につきまして、総額2,717万4,000円、年割額30年度1,534万2,000円、31年度1,183万2,000円、こちらを総額3,085万7,000円、年割額、30年度は変わらずに1,534万2,000円、31年度を1,551万5,000円に増額するものでございます。こちらにつきましては、工事監理委託料分を増額するものでございます。

次のページになります。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

病の11ページをお願いいたします。

平成30年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款病院事業収益2,008万9,000円の増、2 項医業外収益1,986万7,000円の増、こちらにつきましても、固定資産減価償却費精査によります長期前受金戻入の増額でございます。

3 項特別利益22万2,000円の増、こちらにつきましても、過年度の修正益でございます。続きまして、支出でございます。

1 款病院事業費用3,783万7,000円の増、1 項医業費用3,750万6,000円の増、こちらにつきましても、1 目給与費の9月までに採用できなかった職員分の人件費の減はございますけれども、次のページの3 目経費の臨時看護師等の派遣手数料、また委託料で医事システムのバッテリー交換等の委託料。また、次のページ、こちら収入のほうで申し上げましたが、5 目減価償却費、固定資産減価償却の精査によりまして、減価償却費が増となっております。

2 項医業外費用1 万円の増、こちらにつきましても、消費税の納付額でございます。

3 項特別損失32万1,000円の増、こちらにつきましても、過年度の修正損でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この補正予算書を見ると、看護師さん不足というのが物すごく感じられるんですけども、人材派遣のほうからお願いして今来てもらっている状態であると思うんですけども、めどというのはありますか。結構難しいですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

（「事務長」の声あり）

○議長（土屋 博君） 事務長、お願いします。

○病院事務長（菊池 良君） 現在、看護師さんは、ここに予算書で28となっているんですけども、ここの中に臨床工学技師といたしまして、医療機器の修繕、管理を専門に行う技師が2人含まれておりますので、26名としまして、今現在22名ですので、4名、この予算書では不足している状況にある、最低でも3名不足している状況でございます。医療スタッフにつきましては、町のホームページ初め、広報初め、あと人材派遣業者、それから人材紹介業者等で紹介していただいて、今年度も2名採用しているんですけども、採用すると、採用するといいますか、採用してもほかのスタッフがやめてしまうという状況が続いております。なかなか厳しい、応募も看護師だけではなくて、レントゲン技師、それから薬剤師、助産師

も不足しておりますので、何とか人材業者等もお願いしているんですけども、今年度の新しい試みとしましては、この病院説明会を行うということで、それに病院に来ていただく費用を都の補助事業を使って負担、都が約3分の2、病院が3分の1ということで、旅費と宿泊費を町が負担して、病院を実際に見てもらって、医療スタッフの方にそういう説明会を開く予定でございます。ただ、非常に厳しい状況は続いております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これ、病院に限らず、企業全体なんですけれども、水道、運輸、病院、ブラック企業にならないように、余り負担かけ過ぎないように、後で、いろいろニュースに出ますから、努力してください、職員の確保には。お願いいたします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

（奥山（博）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 要望でね。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第56号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

平成30年第三回八丈町議会定例会第1日目を散会いたします。

次の会議は、明日9月5日水曜、午前9時より開議いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時03分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月4日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 奥 山 幸 子

署 名 議 員 奥 山 博 文